

TIRP22—~~1615~~

ASNITE 試験事業者 IT 公表用文書

ASNITE 試験事業者 IT
認定の取得と維持のための手引き
(第 ~~165~~ 版)

202~~54~~年 ~~mm6~~月 ~~dd26~~日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

目 次

1	はじめに	3
2	認定申請の手続き	5
2.1	認定申請に必要な書類	5
2.2	認定申請手数料等について	7
2.3	ASNITE 認定申請書の記入要領（様式 1）（様式 2）	7
2.4	ASNITE 認定申請書以外の書類の記入・作成要領	21
2.5	認定申請に対する手続きの概要	32
2.6	認定申請中の申請内容の訂正	32
3	認定事業者の権利及び義務	34
4	認定の維持等に係る審査の申請手続き（認定維持審査、再認定審査、臨時審査）	35
4.1	実施の時期	35
4.2	審査申請手数料について	35
4.3	再認定申請書（様式 1）の記入要領	35
4.4	認定維持（又は臨時）審査申請書（様式 13）の記入要領	35
5	認定申請内容の変更の手続き	36
5.1	変更に必要な書類	36
5.2	変更届の記入要領	36
6	認定事業の承継の手続き	38
6.1	承継に必要な書類	38
6.2	ASNITE 事業承継届の記入・作成要領	38
7	認定事業の廃止の手続き	40
7.1	廃止に必要な書類	40
7.2	ASNITE 事業廃止届の記入要領	40
8	ASNITE 試験業務報告	41
9	苦情又は異議申立て	41
附 則		41
様 式 集		43
別紙	認定のプロセスに関する説明	67
別表	認定申請内容等変更届に係る例	69

ASNITE 試験事業者 IT 認定の取得と維持のための手引き

1 はじめに

この手引きは、独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター（以下「IAJapan」という。）が運営する製品評価技術基盤機構認定制度（以下「ASNITE」という。）において、コモンクライテリア評価、暗号モジュール試験、又はシステム LSI 侵入テストまたは IoT 製品のセキュリティ要件適合評価を行う試験事業者が認定を受けるために必要な手続、及び認定を受けた試験事業者がその認定を維持するために必要な手続について定めたものです。

ASNITE の認定を受けたこれらの試験事業者（以下「認定事業者」という。）は、次に掲げる制度において重要な役割を担っております。

- ◎IT セキュリティ評価及び認証制度（以下「JISEC」という。）においては「評価機関」として、IT 製品及びシステムのセキュリティ評価を行います。
- ◎暗号モジュール試験及び認証制度（以下「JCMVP」という。）においては「試験機関」として、暗号モジュール試験を行います。
- ◎JISEC における IC カード等のセキュリティ評価に必要となるシステム LSI 侵入テストを行います。

◎セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（以下「JC-STAR」という。）においては「評価機関」として、IoT 製品の評価を行います。

なお、海外にある事業所によりこれらの試験を行う試験事業者の認定申請であっても、使用言語は日本語のみとします。事業所で用いるマネジメントシステム文書を日本語以外の言語で作成したときは、それらの文書に加えて日本語の翻訳文書も作成していただきます。認定申請書添付書類については、両方とも提出いただきます。また、この場合における日本語の文書の内容の責任は、試験事業者が有することとなりますので御注意ください。この使用言語の適用は、IAJapan 又は審査チームと試験事業者との連絡、書類審査、現地審査、遠隔審査¹におけるコミュニケーションにおいても同様とします。

この手引きは、次の規格及び規程に基づいています。

- ◎ ISO/IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項
- ◎ ISO/IEC 17011 適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項
- ◎ 認定スキーム文書（ASNITE-IT）（UIF03~~4~~）
- ◎ ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項（TIRP21）
- ◎ 適合性評価機関の権利及び義務（UIF02）
- ◎ IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針（URP15）

審査の基準及び認定の基準

試験事業者からの認定申請に対して、国際的な基準である ISO/IEC 17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）、その他認定スキーム文書（UIF03~~THF04~~）に定める認定要求事項のうち、該当するすべての項目について審査が行われます。この結果を基に、

1. 試験を適確かつ円滑に行うに必要な技能的能力を有するものであること、
 2. 試験を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること、
- と認められた試験事業者が認定されます。

なお、この認定は、事業者からの任意の申請を受けて行われるものです。

¹ 現地審査及び遠隔審査においては、通常 2 名の通訳を事業者側で手配ください。通訳内容についての責任は事業者が有することとなりますのでご注意ください。



この手引き及びASNITEについての問い合わせ先は、次のとおりです。

●認定に係る各種手続、この手引き及びASNITEに係るお問い合わせ

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2 丁目 49 番 10 号

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター試験認証認定課

電話 03 (3481) 1939 FAX 03 (3481) 1937

E-mail asnite-it@nite.go.jp

Web サイト <https://www.nite.go.jp/iajapan/>

●JISEC、及びJCMVP または JC-STAR に係るお問い合わせ

〒113-6591 東京都文京区本駒込 2 丁目 28 番 8 号 文京グリーンコートセンターオフィス

独立行政法人情報処理推進機構 (IPA)

セキュリティセンターセキュリティ技術評価部

~~電話 03 (5978) 7538 FAX 03 (5978) 7548 (JISEC)~~

~~電話 03 (5978) 7545 FAX 03 (5978) 7548 (JISEC-HW, JCMVP)~~

E-mail jisec@ipa.go.jp (JISEC)

jisec-hw@ipa.go.jp (JISEC-HW)

jcmvp-info@ipa.go.jp (JCMVP)

jsec-jcstar-question@ipa.go.jp (JC-STAR)

Web サイト <https://www.ipa.go.jp/security/jisec/> (JISEC)

<https://www.ipa.go.jp/security/jisec/hardware/> (JISEC-HW)

<https://www.ipa.go.jp/security/jcmvp/> (JCMVP)

<https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/> (JC-STAR)

●~~JISEC、JCMVP または JC-STAR~~JISEC 及び JCMVP に係る政策面についてのお問い合わせ

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

経済産業省 商務情報政策局

サイバーセキュリティ課

E-mail it-security@meti.go.jp

Web サイト <https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/>

~~https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sangyo_cyber/wg_cybersecurity/iot_security/~~

2 認定申請の手続き

2.1 認定申請に必要な書類

申請の方法は、認定申請審査業務システム（以下「電子申請システムという」）を原則とします。電子申請システムによる提出方法は「認定申請審査業務システム使用マニュアル (ASNITE) (ASRP22S01)」をご参照下さい。電子申請システムによる提出が困難な場合には IAJapan にご相談下さい。

文書が不足している場合など形式上の要件を満足しない申請については、修正を行っていただきますが、申請却下の場合もあり得ることをあらかじめ御了承ください。

認定申請書の提出から認定を受けるまでの概略は以下のとおりです。認定プロセスの詳細は別紙をご参照ください。

- (1) 申請書及び書類 1~10 の提出 (表 1 参照)
- (2) 認定申請手数料の支払い

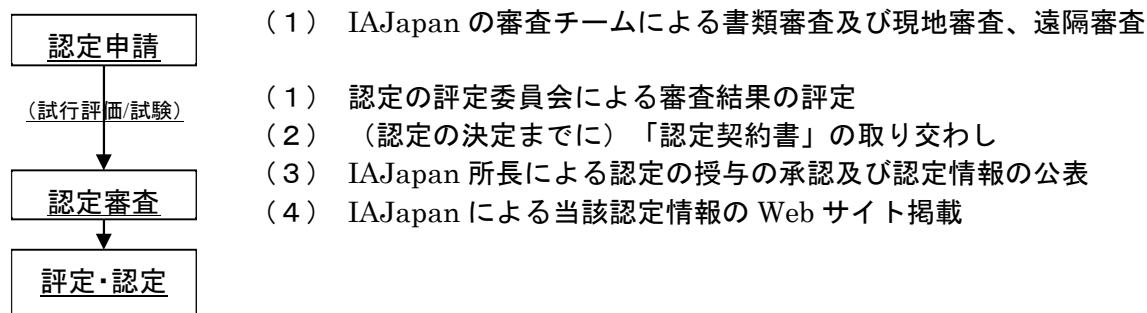


表 1 申請書類チェックリスト

申請に必要な書類		申請時事前チェック欄
	認定申請書	☐ ASNITE 認定（再認定）申請書（様式 1、様式 2）
1	登記事項証明書又はこれに準ずるもの	☐ 登記事項証明書又はこれに準ずるもの
2	試験（評価）の事業の概要	☐ 試験（評価）の事業の概要を示す書類（パンフレットでもよい）
3	誓約書及び機密保持に関する合意書	☐ 誓約書（様式 3-1） ☐ 機密保持に関する合意書（様式 3-2）
4	認定事業に類似する業務実績	☐ 認定事業に類似する業務の実績（直近 3 年間の実績）（様式 4）
5	認定事業に用いる設備の一覧	☐ 認定事業に用いる設備数、性能、所在の場所及びその所有者又は借り入れの別（様式 5）
6	認定事業を行う施設の概要	☐ 事業所の配置図（様式 6） ☐ 評価室／試験室の機器の配置図（様式 7）
7	認定事業を行う組織に関する事項	☐ 事業所の組織図（様式 8） ☐ 主要職員名簿（様式 9）
8	認定事業の実施の方法に関する事項	☐ マネジメントシステム文書一覧（様式 10） ☐ マネジメントシステム文書のコピー 品質マニュアルを持たない場合は、マネジメントシステムとの関連付けが分かる文書（例えば文書体系図など）を含む ☐ ISO/IEC 17025 の箇条 8.1 の選択肢を示す書面 （☐ 選択肢 A ☐ 選択肢 B） ☐ 評価／試験手順書（2.3(4)-1、(4)-2 又は (4)-3 以外の手順書がある場合） ☐ 認定後に発行する認定シンボルを付した評価／試験報告書の様式 ☐ 認定シンボルの管理方針

9	認定事業に従事する者の氏名及び経験	☐ 認定事業に従事する者の氏名及び当該者が認定事業に類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績（様式 11）
10	認定申請に関する連絡先担当者等	☐ 認定申請に関する連絡先担当者等（様式 12）

申請書類提出後に、申請内容に変更が生じた場合には、ASNITE 認定申請書等変更届（様式 14）を提出してください。

2.2 認定申請手数料等について

2.2.1 認定申請手数料等

認定申請手数料等は、IAJapan の Web サイトで公表する「認定業務に係る手数料規程」をご参照の上、詳細は IAJapan にご確認ください。

手数料の納付については、申請書受理後に当機構（財務会計担当）からご連絡いたしますので、所定の期限内に銀行振込により納めていただきますようお願いいたします。いったん受理した申請等に係る手数料については、当機構の事情により中止する場合を除き、いかなる場合も返金できませんのでご注意ください。

また、審査における現地審査時、遠隔審査時に発見された指摘事項の是正確認が必要な場合など、別途手数料を徴収の上、再度、現地審査、遠隔審査を行う場合があります。

なお、次の条件のいずれかを満たさない場合には、同一の事業所であっても、認定申請上は異なる事業所とみなされ、それぞれ別々に認定申請手数料がかかります。

◎ 一回の認定審査（可能な限り連続した日での現地審査）で実施可能であること。

◎ 同じマネジメントシステムで運営されている事業であること。

※ 例えば、同一の事業所において、セキュリティ評価事業と暗号モジュール試験事業が、異なるマネジメントシステムで運営されている場合には、それぞれ手数料がかかります。

2.2.2 外国事業者に対する申請手数料等について

海外の事業所については、「認定業務に係る手数料規程」に基づき請求いたしますが、手数料の納付に代えて、認定申請者及び認定事業者が審査旅費にかかる経費を直接、交通事業者、宿泊事業者等に支払うことができます。

手数料額、海外の事業所に係る手数料納付方法の詳細については、IAJapan に²ご御相談ください。

なお、申請者及び認定事業者は通常 2 名の日本語通訳の手配（申請者負担）が別途必要です。

2.3 ASNITE 認定申請書の記入要領（様式 1）（様式 2）

認定申請は、試験事業を行う事業者（代表権のある者）が行って下さい。また、申請範囲となる一つ又は複数の試験活動を複数の場所で実施している場合は、対象となる各場所での活動内容を記載してください。物理的事業所及びバーチャルサイト、例えばクラウド環境に置いてプロセスを実行できるオンライン環境、また恒久的施設以外（一時施設、移動施設、顧客の施設など）の場所を含みます。

注 1) 既に認定を受けている者が、別の試験方法の区分の認定を受けようとする場合、又は既に認定を受けている者が区分内で認定範囲を拡大する場合は改めて申請することが必要になります。

注 2) 活動場所が複数となる申請を行う場合は、申請前に IAJapan にご相談下さい。

(1) 「申請者の名称及び代表者の氏名」

認定を受けようとする試験事業者（以下「申請事業者」という。）の名称及び代表権のある方の氏名を記載してください。

なお、代表権のある方からの委任状を認定申請書に添えて御提出いただきますと、委任状に基づく委任を受けた範囲において、当該委任を受けた方が次回以降の手続きを行うことができます。

(2) 「試験事業に対する ASNITE の認定を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。」

申請事業者は、申請していただいた段階で、ASNITE 認定の手順に従っていただくこと、試験事業者としての評価に必要なすべての情報を提供していただくこと及び認定の要件に適合することに同意していただいたこととなります。

(3) 「認定を受けようとする区分」

コモンクライテリア評価、暗号モジュール試験、及びシステム LSI 侵入テスト 及び IoT 製品のセキュリティ要件適合評価を行う試験事業者の認定を受けようとする区分（認定区分）は下表のとおりです。

認定区分			（参考：認証制度上の区分）
情報技術	コモンクライテリア評価	ソフトウェア	JISEC における評価機関
		ハードウェア（スマートカード等）	
	暗号モジュール試験	暗号ソフトウェアモジュール	JCMVP における暗号モジュール試験機関
		暗号ハードウェアモジュール	
	システム LSI 侵入テスト		
	<u>IoT 製品のセキュリティ要件適合評価</u>		<u>JC-STAR における評価機関</u>

申請書には、認定区分及び認定を受けようとする範囲（認定範囲）を記載してください。

(4) 「認定を受けようとする範囲」

「別記のとおり」と記載し、申請する区分毎に（様式 2）により別記を作成してください。

(4)-1 認定区分：

- ① 情報技術－コモンクライテリア評価－ソフトウェア
- ② 情報技術－コモンクライテリア評価－ハードウェア（スマートカード等）

イ セキュリティ評価規格とは、IT セキュリティ評価基準及びその補足文書並びに IT セキュリティ評価方法及びその補足文書を指します。これらの規格の番号及び名称は、具体的には下表のとおりです。

セキュリティ評価規格の番号及び名称	(IT セキュリティ評価基準) ・ Common Criteria for Information Technology Security Evaluation ・ Common Criteria for Information Technology Security Evaluation に係る独立行政法人情報処理推進機構 翻訳文書 ・ ISO/IEC 15408 Information Technology - Security
-------------------	---

	Techniques - Evaluation Criteria for Information Technology Security (IT セキュリティ評価基準補足文書) ・独立行政法人情報処理推進機構が公開する評価基準補足文書（注 1）
	(IT セキュリティ評価方法) ・ Common Methodology for Information Technology Security Evaluation ・ Common Methodology for Information Technology Security Evaluation に係る独立行政法人情報処理推進機構 翻訳文書 ・ ISO/IEC 18045 Information Technology - Security Techniques - Methodology for Information Technology Security Evaluation (IT セキュリティ評価方法補足文書) ・独立行政法人情報処理推進機構が公開する評価方法補足文書（注 2）

注 1) この補足文書において「IT セキュリティ評価基準」を参照する場合に、特に断りがなければ、この評価基準補足文書を合わせるものとします。

注 2) この補足文書において「IT セキュリティ評価方法」を参照する場合に、特に断りがなければ、この評価方法補足文書を合わせるものとします。

ロ セキュリティ保証コンポーネント

認定を受けようとするセキュリティ保証コンポーネントは、~~CCバージョン3の場合~~、下表のいずれかとなります。クラス APE 及び／又はクラス ASE のみで申請することはできません。また、現在は EAL 6 以上の評価保証レベル ~~(CCバージョン3の場合)~~ は、申請の対象となっておりませんので御注意ください。

なお、以下の認定範囲を超える保証コンポーネントにおいて CC 認証機関により評価者資格が付与された場合は、認定範囲に保証コンポーネントを追加することができますので、該当する場合は、追加を希望する保証コンポーネントを明記してください。

注 1) ~~CCバージョン3の~~EAL1 のセキュリティターゲット評価（クラス ASE）には、「セキュリティ課題定義（ASE_SPD）」は含まれていませんが、EAL1 を申請する場合は、当該セキュリティコンポーネントも申請の対象として明記してください。

評価保証レベル	申請書に記載するセキュリティコンポーネント
EAL 1 まで	プロテクションプロファイルの評価（クラス APE） セキュリティ課題定義（ASE_SPD） 評価保証レベル 1（EAL 1）
EAL 2 まで	プロテクションプロファイルの評価（クラス APE） 評価保証レベル 1（EAL 1） 評価保証レベル 2（EAL 2）
EAL 3 まで	プロテクションプロファイルの評価（クラス APE） 評価保証レベル 1（EAL 1） 評価保証レベル 2（EAL 2） 評価保証レベル 3（EAL 3）
EAL 4 まで	プロテクションプロファイルの評価（クラス APE） 評価保証レベル 1（EAL 1） 評価保証レベル 2（EAL 2） 評価保証レベル 3（EAL 3） 評価保証レベル 4（EAL 4）
EAL 5 まで	プロテクションプロファイルの評価（クラス APE） 評価保証レベル 1（EAL 1） 評価保証レベル 2（EAL 2） 評価保証レベル 3（EAL 3） 評価保証レベル 4（EAL 4） 評価保証レベル 5（EAL 5）

(4)-2 認定区分：

③情報技術－暗号モジュール試験－暗号ソフトウェアモジュール

④情報技術－暗号モジュール試験－暗号ハードウェアモジュール

イ 暗号モジュールセキュリティ要件及び暗号モジュール試験要件の番号及び名称を記載してください。具体的には下表のとおりです。

暗号モジュールセキュリティ要件、暗号モジュール試験要件の定義は、ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項(TIRP21)（以下、一般要求事項という）を御覧ください。なお、最新版の規格を使用しない場合は、発行年を付記してください。

暗号モジュールセキュリティ要件及び試験要件の番号及び名称	(暗号モジュールセキュリティ要件) ・ ISO/IEC 19790 Information technology - Security techniques - Security requirements for cryptographic modules ・ JIS X 19790 セキュリティ技術－暗号モジュールのセキュリティ要求事項
	(暗号モジュール試験要件) ・ ISO/IEC 24759 Information Technology - Security Techniques - Test Requirements for Cryptographic modules ・ JIS X 24759 セキュリティ技術－暗号モジュールのセキュリティ試験要件

ロ 認定範囲

認定を受けようとする範囲は、一般要求事項の 3.2 「ラボラトリ活動の範囲」を参考に、以下のうち該当するものを記載してください。

基本暗号セキュリティ

暗号アルゴリズム実装試験

暗号ソフトウェアモジュール試験 3（セキュリティレベル 1）

暗号ソフトウェアモジュール試験 4（セキュリティレベル 2）

暗号ソフトウェアモジュール試験 5（セキュリティレベル 3）

暗号ハードウェアモジュール試験 3（セキュリティレベル 1）

暗号ハードウェアモジュール試験 4（セキュリティレベル 2）

暗号ハードウェアモジュール試験 5（セキュリティレベル 3）

(4)-3 認定区分：

⑤システム LSI 侵入テスト

試験対象及び試験規格の名称を記載してください。具体的には下表のとおりです。

なお、「CC サポート文書」の定義は、一般要求事項を御覧ください。

試験対象	スマートカード及びそれに関連する IC 及び端末等
試験規格の番号及び名称	・ CCRA が公開するスマートカードに関する CC サポート文書 ・ 独立行政法人情報処理推進機構が公開する同等の文書

(4)-4 認定区分：**⑥情報技術－IoT製品のセキュリティ要件適合評価**

認定を受けようとするセキュリティ技術要件は下表のとおりです。

<u>セキュリティ要件適合評価の規格及び名称</u>	<u>・独立行政法人情報処理推進機構が公開する JC-STAR 適合基準及び評価手法文書及びガイド文書</u>
<u>適合基準のレベル</u>	<u>★3(レベル 3)</u>

注記 ★4（レベル 4）の評価は適合基準が公表の後、追加を行う予定である。

(5) 「認定を受けようとする事業所」

認定を受けようとする事業所を記載してください。認定を受けようとする事業所が複数ある場合は記載欄を追加し、「関連する事業所」としてその他全ての事業所について名称、所在地（郵便番号）、電話番号を記載してください。例えば、試験（評価）報告書の発行を行う事業所では試験（評価）を行わず、別の所在地の事業所で試験（評価）を行う場合、又は認定申請範囲の試験（評価）を複数の事業所で分担する等の場合は、そのすべての事業所の情報を記載してください。

なお、実施する業務には、試験の実施、結果の報告及びマネジメントシステム運用などがあり、試験報告書の発行、方針の作成、プロセス及び/又は手順の開発、契約内容の確認、試験の計画、試験の結果のレビュー、承認、決定などが含まれます。

(6) 「常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無」

「該当なし」、「顧客の施設で現地試験を実施」、「レンタルラボでの試験を実施」又は「バーチャルサイトでの試験を実施」のいずれかを記載してください。

また、「レンタルラボでの試験」で利用する施設が限定されている場合は、レンタルラボの名称、所在地、その賃貸人及びそこで実施する試験を記載してください。

(7) 「その他」

その他、認定の範囲や基準に関する追加情報などがあれば記載ください。

(8) 認定申請書（様式 1）及びその別記（様式 2）の記載例

認定申請書（様式 1）及びその別記（様式 2）の記載例は、それぞれ次のとおりです。

(様式 1) の記入例

ASNITE 認定申請書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 × ×

× 独立行政法人製品評価技術基盤機構

× × 認定センター所長 殿

住所 東京都千代田区霞が関 1-3-1
 申請者の名称及び 株式会社 経済
 代表者の氏名 代表取締役社長 経済 太郎

試験事業に対する ASNITE の認定を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

1. 認定を受けようとする区分

情報技術－コモンクライテリア評価－ソフトウェア
 情報技術－コモンクライテリア評価－ハードウェア（スマートカード等）
 情報技術－暗号モジュール試験－暗号ソフトウェアモジュール
 情報技術－暗号モジュール試験－暗号ハードウェアモジュール
 システム LSI 侵入テスト

2. 認定を受けようとする範囲

別記のとおり

3. 認定を受けようとする事業所の名称、所在地（郵便番号）、電話番号、認定識別

認定を受けようとする事業所

実施する業務	結果の報告（全認定範囲）、試験実施（別記参照）
ふりがな	とうきょうひょうかしょ
名称	東京評価所
ふりがな	とうきょうとちよだくおおてまち
所在地（郵便番号）	東京都千代田区大手町 1－3－1 〒100-0004
電話番号	03-1234-8765
認定識別	—

関連する事業所①

実施する業務	マネジメントシステム運用
ふりがな	ほんしゃひんしつかんりぶ
名称	本社品質管理部
ふりがな	とうきょうとしぶやくひがしはら 1 ちょうめ 3 ばん 1 ごう
所在地（郵便番号）	東京都渋谷区東原一丁目 3 番 1 号 〒151-0000
電話番号	03-34xx-xxxx

関連する事業所②

実施する業務	試験実施（別記参照）
ふりがな	だい 2 しけんしつ
名称	第 2 試験室
ふりがな	とうきょうと〇〇く▽▽まち 1 ちょうめ 4 ばん 1 ごう〇〇〇 びる
所在地（郵便番号）	東京都〇〇区▽▽町一丁目 4 番 1 号〇〇〇ビル 〒000-0000
電話番号	03-3xxx-xxxx

関連する事業所③

実施する業務	試験実施（別記参照）
ふりがな	だい 3 しけんしつ
名称	第 3 試験室
ふりがな	とうきょうと〇〇く▽▽まち 1 ちょうめ 4 ばん 1 ごう〇〇〇 びるあねつくす
所在地（郵便番号）	東京都〇〇区▽▽町一丁目 4 番 1 号〇〇〇ビルアネックス 〒000-0000
電話番号	03-3xxx-xxxx

4. 常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無
あり

- ・顧客の施設での試験
- ・レンタルラボでの試験

・レンタルラボ

名称： xxx ラボ

所在地： 東京都 xxx

賃貸人： (株)xxxx

実施する試験： 化学試験（暗号ハードウェアモジュール区分）

5. その他

試行評価は〇年〇月頃終了予定です。

(様式 2) の記入例

認定を受けようとする範囲の別記

認定区分： 情報技術—コモンクライテリア評価—ソフトウェア

試験対象製品： 情報技術 (IT) 製品

試験する成分、パラメータ又は特性：

Common Criteria for Information Technology Security Evaluation
- part2: Security functional components に規定するセキュリティ
機能要件

実施場所： ラボラトリの恒久的施設東京評価所、顧客の施設

試験方法：

セキュリティ評価規格 の番号及び名称	(IT セキュリティ評価基準) - Common Criteria for Information Technology Security Evaluation - Common Criteria for Information Technology Security Evaluation に係る独立行政法人情報処理推進機構 翻訳文書 - ISO/IEC 15408 Information security, cybersecurity and privacy protection – Evaluation Criteria for Information Technology Security (IT セキュリティ評価基準補足文書) - 独立行政法人情報処理推進機構が公開する評価基準補足文書
セキュリティ保証 コンポーネント	(IT セキュリティ評価方法) - Common Methodology for Information Technology Security Evaluation - Common Methodology for Information Technology Security Evaluation に係る独立行政法人情報処理推進機構 翻訳文書 - ISO/IEC 18045 Information security, cybersecurity and privacy protection – Evaluation criteria for IT – security Techniques - Methodology for Information Technology Security Evaluation (IT セキュリティ評価方法補足文書) - 独立行政法人情報処理推進機構が公開する評価方法補足文書
	プロテクションプロファイルの評価 (クラス APE) 評価保証レベル 1 (EAL 1) 評価保証レベル 2 (EAL 2) 評価保証レベル 3 (EAL 3) 評価保証レベル 4 (EAL 4) ALC_FLR.2

認定区分： 情報技術－コモンクライテリア評価－ハードウェア（スマートカード等）
 試験対象製品： 情報技術（IT）製品
 試験する成分、パラメータ又は特性：
 Common Criteria for Information Technology Security Evaluation
 - part2: Security functional components に規定するセキュリティ機能要件
 実施場所： ラボラトリの恒久的施設東京評価所、顧客の施設
 試験方法：

セキュリティ評価規格の番号及び名称	(IT セキュリティ評価基準) ・ Common Criteria for Information Technology Security Evaluation ・ Common Criteria for Information Technology Security Evaluation に係る独立行政法人情報処理推進機構 翻訳文書 ・ ISO/IEC 15408 Information security, cybersecurity and privacy protection - Evaluation Criteria for IT Security (IT セキュリティ評価基準補足文書) ・ 独立行政法人情報処理推進機構が公開する評価基準補足文書
	(IT セキュリティ評価方法) ・ Common Methodology for Information Technology Security Evaluation ・ Common Methodology for Information Technology Security Evaluation に係る独立行政法人情報処理推進機構 翻訳文書 ・ ISO/IEC 18045 Information security, cybersecurity and privacy protection - Evaluation criteria for IT - security Evaluation (IT セキュリティ評価方法補足文書) ・ 独立行政法人情報処理推進機構が公開する評価方法補足文書 ・ CCRA が公開するスマートカードに関する CC サポート文書 ・ 独立行政法人情報処理推進機構が公開する CC サポート文書と同等の文書
セキュリティ保証コンポーネント	プロテクションプロファイルの評価（クラス APE） 評価保証レベル 1（EAL 1） 評価保証レベル 2（EAL 2） 評価保証レベル 3（EAL 3） 評価保証レベル 4（EAL 4） 評価保証レベル 5（EAL 5） ALC_DVS.2 AVA_VAN.5

認定区分： 情報技術－暗号モジュール試験－暗号ソフトウェアモジュール

試験対象製品： 情報技術（IT）製品

試験する成分、パラメータ又は特性：

ISO/IEC 19790 が規定するセキュリティ要件

実施場所： ラボラトリの恒久的施設第2試験室、顧客の施設

試験方法：

暗号モジュール試験規格 の番号及び名称	（暗号モジュールセキュリティ要件） ・ ISO/IEC 19790 Information Technology - Security Techniques - Security Requirements for Cryptographic Modules ・ JIS X 19790 セキュリティ技術－暗号モジュールのセキュリティ要求事項
	（暗号モジュール試験要件） ・ ISO/IEC 24759 Information Technology - Security Techniques - Test Requirements for Cryptographic Modules ・ JIS X 24759 セキュリティ技術－暗号モジュールのセキュリティ試験要件
セキュリティレベル	基本暗号セキュリティ 暗号アルゴリズム実装試験 暗号ソフトウェアモジュール試験3（セキュリティレベル1） 暗号ソフトウェアモジュール試験4（セキュリティレベル2）

認定区分： 情報技術－暗号モジュール試験－暗号ハードウェアモジュール
 試験対象製品： 情報技術（IT）製品
 試験する成分、パラメータ又は特性： ISO/IEC 19790 が規定するセキュリティ要件
 実施場所： ラボラトリの恒久的施設第2試験室、顧客の施設、レンタルラボ
 （xxx ラボ）

試験方法：

暗号モジュール試験規格 の番号及び名称	（暗号モジュールセキュリティ要件） ・ ISO/IEC 19790 Information Technology - Security Techniques - Security Requirements for Cryptographic Modules ・ JIS X 19790 セキュリティ技術－暗号モジュール のセキュリティ要求事項
	（暗号モジュール試験要件） ・ ISO/IEC 24759 Information Technology - Security Techniques - Test Requirements for Cryptographic Modules ・ JIS X 24759 セキュリティ技術－暗号モジュール のセキュリティ試験要件
セキュリティレベル	基本暗号セキュリティ 暗号アルゴリズム実装試験 暗号ハードウェアモジュール試験 3（セキュリティ レベル 1）

認定区分： 情報技術－システム LSI 侵入テスト
 試験対象製品： スマートカード及びそれに関連する IC 及び端末等
 試験する成分、パラメータ又は特性：
 スマートカードに関する CC サポート文書等に基づいて試験される、耐タンパー性

実施場所： ラボラトリの恒久的施設第 3 試験室、顧客の施設

試験方法：

試験規格の番号及び名称	(システム LSI 侵入テスト評価方法) ・ CCRA が公開するスマートカードに関する CC サポート文書 ・ 独立行政法人情報処理推進機構が公開する CC サポート文書と同等の文書
侵入テスト分類	スマートカードに関する CC サポート文書に基づく AVA_VAN に係るシステム LSI 侵入テスト

認定区分：情報技術－IoT製品のセキュリティ要件適合評価

試験対象製品：IoT製品

試験する成分、パラメータ又は特性：

JC-STAR 適合基準・評価手法文書が規定するセキュリティ要件

実施場所：ラボラトリの恒久的施設、顧客の施設

試験方法：

<u>セキュリティ要件適合評価 の規格及び名称</u>	<u>・ 独立行政法人情報処理推進機構が公開する JC-STAR 適合基準・評価手法文書及び評価ガイド文書</u>
<u>適合基準のレベル</u>	<u>★3(レベル3)</u>

2.4 ASNITE 認定申請書以外の書類の記入・作成要領

(1) 登記事項証明書又はこれに準ずるもの

申請者が外国法令に基づいて設立された法人である場合には、これに準ずるものを提出してください。

政府公式ウェブサイト gBizINFO（ジービズインフォ）（※）において、法人番号、法人名、本社所在地、代表者名等を確認できる法人の場合は、当該サイトの法人プロフィール画面からダウンロードした PDF ファイル（認定申請・届出等の手続時点での最新情報）を提出することをもって、登記事項証明書自体の添付を免除します。なお、当該サイトで上述の法人情報を確認できない申請者の場合は、「登記事項証明書」提出下さい。

（※） gBizINFO（ジービズインフォ） <https://info.gbiz.go.jp/about/index.html>

(2) 試験（評価）の事業の概要

事業所における試験（評価）の事業の概要を示す書類を提出してください。その内容がパンフレット等に記載されている場合は、パンフレット等を提出いただいても構いません。

(3) 認定事業に類似する業務の実績（様式 4）

① 認定を受けようとする事業に係る実績件数を、申請日の直近 3 年間の実績について記入してください。

注 1) コモンクライテリア評価の認定区分に係る実績については、技術的能力を客観的に確認するために、申請範囲に対応した類似の実績（例：ソフトウェア検証、設計書作成等）の他に、申請範囲に対応した少なくとも 1 件以上のコモンクライテリア評価の実績が必要となります。この実績を積むためには、JISEC の関係規程に基づき、認証機関である IPA の監督の下で行われる、評価者資格を付与することを目的とした評価（試行評価）を行う必要がありますが、実績としてカウントされるためには、試験報告書（評価報告書）を発行し、申請範囲に対応した 1 名以上の評価者資格が付与されることが必要です。

したがって、認定申請時点において評価中のものを含んで記載しても構いませんが、遅くとも現地審査、遠隔審査を行う前までに申請範囲に係る評価報告書を IPA に対して発行し、IPA から評価者資格が付与されていることが必要です。

注 2) 暗号モジュール試験の認定区分に係る実績については、原則として現地審査を実施する前に、IPA が実施する又は認めた、試行試験又はアーティファクト試験（定義は一般要求事項を参照）を実施し、満足な結果を得ることが必要です。ここでの「満足な結果」とは、技能試験の結果が認証機関である IPA により「満足」と判定されることを意味します。

注 3) IoT 製品のセキュリティ要件適合評価の認定区分にかかる実績については、IPA が実施する又は認めた技能試験等から、満足な結果を得ることが必要です。ここでの「満足な結果」とは、技能試験の結果が認証機関である IPA により「満足」と判定されることを意味します。ただし、★3（レベル 3）においては、過去 3 年以内のコモンクライテリア評価の実績を技能試験とみなすことができます。

注 4) 試行評価／試行試験の状況により、一時的に審査を中断することとなりますので、ASNITE 認定申請手続中断願（様式 18）を速やかに提出してください。また、その旨を IPA に対しても遅滞なく通知してください。

② 「用いた方法」欄には、例えばコモンクライテリア評価の認定区分の場合、前 2.3(4)-1 の IT セキュリティ評価基準及び IT セキュリティ評価方法、又はこれらに類する規格の番号並びに特定できる場合は当該規格の項目番号及びその評価方法名を記入してく

ださい。また、該当する評価対象との関係を明記してください。

(様式 4) の記入例

3. 認定事業に類似する業務の実績		
(〇〇〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇〇〇年〇〇月〇〇日) ※直近 3 年間		
用いた方法	実施期間及び対象	件数
・ Common Criteria for Information Technology Security Evaluation ・ Common Methodology for Information Technology Security Evaluation	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日 EAL3 〇〇〇に係るソフトウェア	○

(4) 認定事業に用いる設備等の一覧（様式 5）

認定事業を実施するために使用しているハードウェア（試験・測定設備、器具）及びソフトウェア（アプリケーション）等について一覧表を作成していただきます。

この場合、申請の対象となっている評価（試験）には用いない機器類については記入しないでください。また、消耗品、一般的な事務機器等についての記入は不要です。

- ① 「製造番号」欄には、設備等の製造番号（ロット番号）を記入してください。設備等に製造番号がない場合は、当該機器等を特定することができる管理番号を記入してください。
- ② 「性能」欄には、当該機器等のメカスペック等の特性を記入してください。設備の性質上、特性を記載できない場合は、「〇〇の評価ができるもの」と記入してください。ソフトウェアの場合は、主な機能（使用目的）を記入してください。
- ③ 「所在の場所」欄には、当該機器等が設備されている評価室（試験室）の名称を記入してください。
- ④ 「所有」欄には、当該機器等を所有している場合は「所有」と、借り入れている場合は「借入」と記入してください。
- ⑤ 「図中」欄には、次項（5. (2)）の認定事業を行う施設の概要の評価室／試験室の機器の配置図（様式 7）の機器等ごとに付してある番号に対応させて、その番号を記入してください。

（様式 5）の記入例

4. 認定事業に用いる器具、機械又は設備の数、性能、所在の場所及びその所有者又は借り入れの別

<ハードウェア>

名称	製造者名	型式	製造番号	数量	性能	所在の場所	所有	図中
〇〇〇	(株)△△△	××	□□□□	〇	◇◇◇◇◇	第 1 評価室	所有	①
〇〇〇	(株)△△△	××	□□□□	〇	◇◇◇◇◇	第 1 評価室	借入	②

<ソフトウェア>

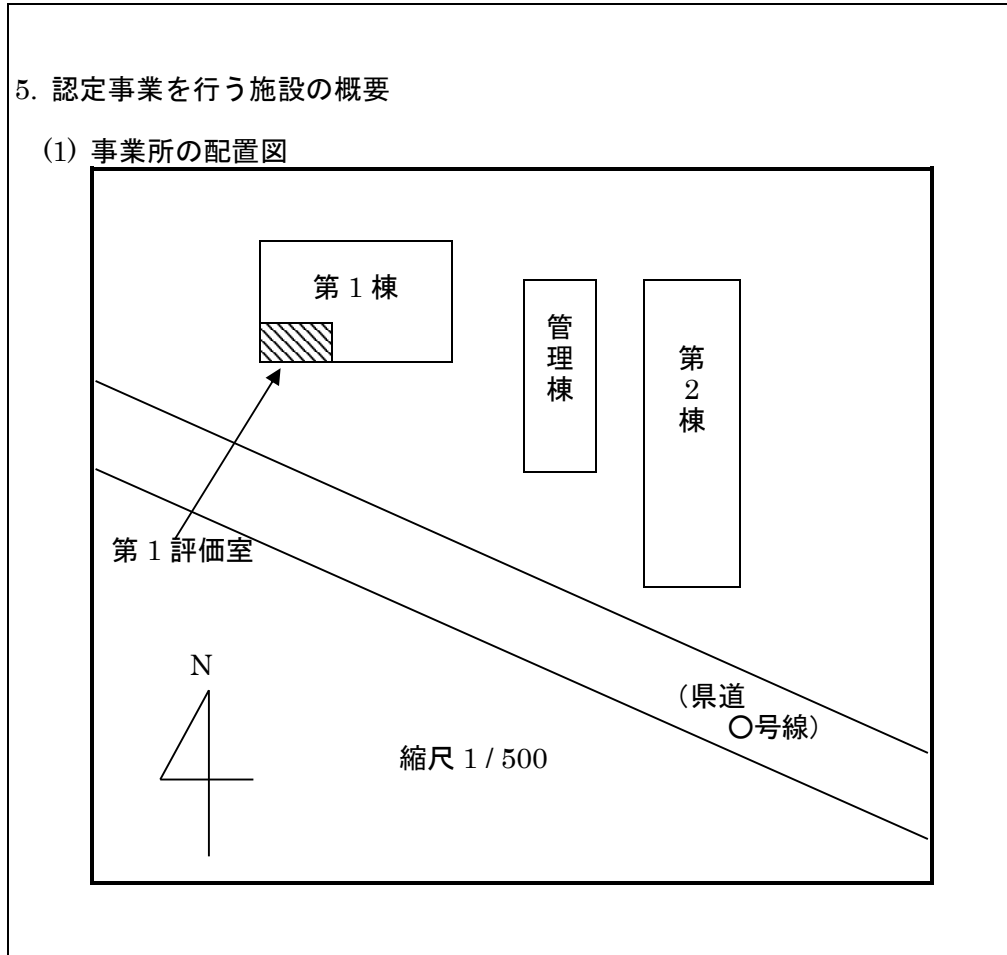
名称	製造者名	型式	製造番号	数量	主な機能 (使用目的)	所在の場所	所有	図中
〇〇〇	(株)△△△	Vx.x	□□□□	〇	◇◇◇◇◇	第 1 評価室	購入	③
〇〇〇	(株)△△△	Release x	□□□□	〇	◇◇◇◇◇	第 1 評価室	フリーソフト	④

(5) 認定事業を行う施設の概要

① 事業所の配置図（様式 6）

認定事業を行う部屋を含む敷地内の建屋の配置状況を図示してください。この際、用紙の大きさに対応した縮尺で記入してください。

（様式 6）の記入例



② 評価室／試験室の機器の配置図（様式 7）

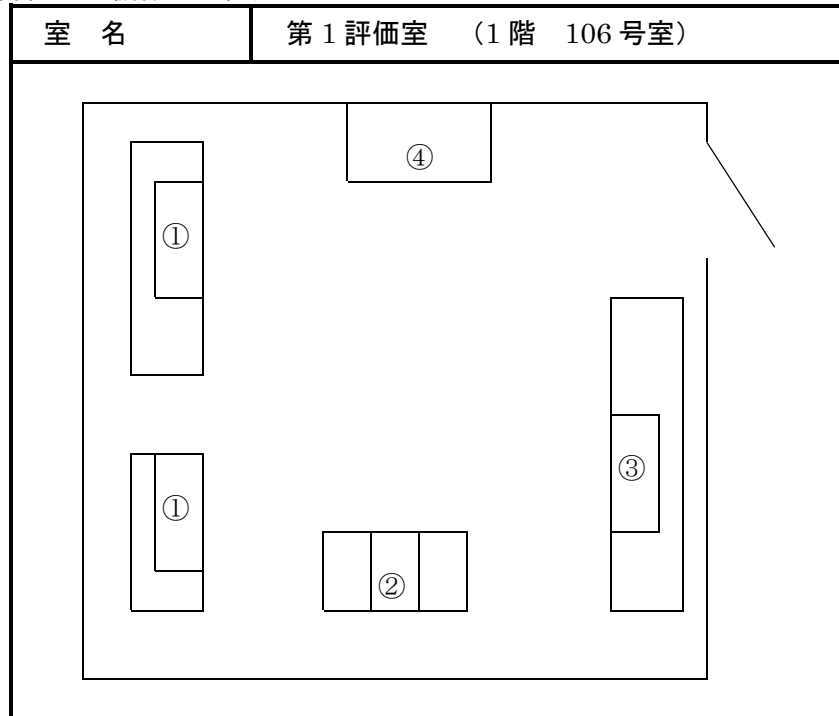
認定事業を行う部屋の機器配置状況の概要を図示してください。

この際、配置図中の設備番号は、前項(4) 認定事業に用いる設備等の一覧（様式 5）の「図中」欄の番号と対応するようにしてください。

（様式 7）の記入例

5. 認定事業を行う施設の概要

(2) 評価室の機器の配置図



(6) 認定事業を行う組織に関する事項

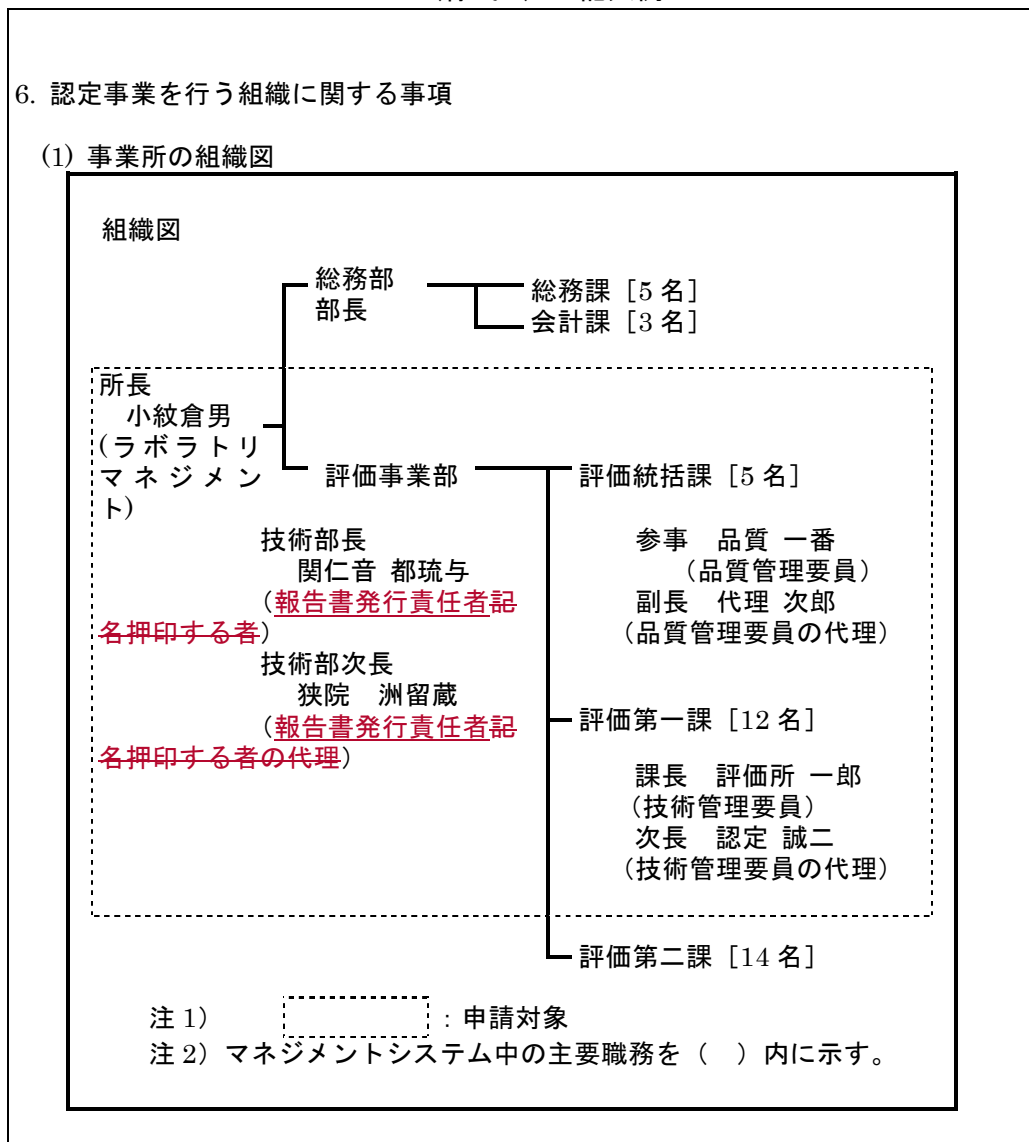
① 事業所の組織図（様式 8）

申請事業者の認定事業を行う実施体制及びその責任と権限を明確にするため、事業所の組織体系を図示してください。

この組織図では、ISO/IEC 17025 及び一般要求事項で定めるラボラトリマネジメント、品質管理要員、技術管理要員、報告書発行責任者技術管理要員及び品質管理要員並びに署名又は記名押印する者の組織における位置付けを明確にしてください。特に該当する場合は、親企業との関係を明確に記述してください。

また、認定申請の対象範囲を明確にするために、該当する範囲を点線で囲んで明確にしてください。

(様式 8) の記入例



② 主要職員名簿（様式 9）

被選任者が複数の場合は、欄を追加し記入してください。

「職名」欄には、申請事業者の事業所における職名を記入してください。

「関連する経験」欄には、関連する業務に従事した経験について、従事した期間も含めて記入してください。

（様式 9）の記入例

6. 認定事業を行う組織に関する事項		
(2) 主要職員名簿		
ラボラトリマネジメント		
氏 名	関仁音 都琉与（せきにんお とるよ）	
職 名	評価事業部 技術部長	
関連する経験	平成昭和242年 令和平成413年 令和平成514年 関東本部 霞ヶ関評価所評価統括課に配属。 関西本部 評価業務部副部長在職中に、JIS Q 9001(ISO 9001)に関する講習受講。 JIS Q 17025(ISO/IEC 17025)に関する講習受講、現在に至る。	
技術管理要員		
氏 名	評価 一郎（ひょうか いちろう）	
職 名	評価事業部 評価第一課課長	
関連する経験	平成5昭和46年 平成11昭和52年～平成17昭和58年 平成昭和2061年～ 平成275年～ 関西本部 評価業務第1課に配属。 名古屋研究所 開発課にて、コンピューターセキュリティ研究業務に従事。 関東本部 霞ヶ関ラボ評価統括課にて、米国 TPET(TCSEC)制度の調査研究業務に従事。現在に至る。	
技術管理要員の代理		
氏 名	認定 誠二（にんてい せいじ）	
職 名	評価事業部 評価第一課次長	
関連する経験	平成11昭和52年 平成昭和2162年～ 平成286年～ 関東本部 西原ラボ評価第1課に配属。 関東本部 西原ラボ評価統括課にて、英国 ITSEC 制度の調査研究業務に従事。現在に至る。	
品質管理要員		
氏 名	品質 一番（ひんしつ いちばん）	
職 名	評価事業部 評価統括課参事	
関連する経験	平成3昭和44年 平成昭和2061年～ 平成253年 平成264年～ 中部支所 評価業務課に配属。 関東本部 霞ヶ関ラボ評価業務第1課にて、米国 TPET(TCSEC)制度の調査研究業務に従事。 豪州認定機関(NATA)に研修出向。現在に至る。	
品質管理要員の代理		
氏 名	代理 次郎（だいに じろう）	
職 名	評価事業部 評価統括課副長	
関連する経験	平成11昭和52年 令和4平成13年 令和平成614年～ 関西本部 評価業務第1課に配属。 中部支所 評価業務課在職中に、JIS Q 9001(ISO 9001)に関する講習受講。現在に至る。	
報告書発行責任者署名又は記名押印する者		
氏 名	関仁音 都琉与（せきにんお とるよ）	
職 名	評価事業部 技術部長	
関連する経験	(同上)	
署名又は記名押印する者報告書発行責任者の代理		
氏 名	狹院 洲留蔵（きょういん するぞう）	
職 名	評価事業部 技術部次長	
関連する経験	平成昭和344年 令和平成413年 令和平成516年 令和平成17年～ 中部支所 評価業務課に配属 関西本部 評価業務部副部長在職中に、JIS Q 9001(ISO 9001)に関する講習受講。 関西本部 評価業務第1課長在職中に、独立行政法人製品評価技術基盤機構が実施する試験所・校正機関認定審査員研修を受講。現在に至る。	

(7) 認定事業の実施の方法に関する事項

① マネジメントシステム文書一覧表（様式 10）

申請する評価事業の実施のために必要な品質マニュアル、規程、手順書等のマネジメントシステム文書の一覧表を作成してください。また、マネジメントシステムを選択肢 A 又は選択肢 B のいずれに基づき実施しているかを明記 してください。

② マネジメントシステム文書のコピー

品質マニュアルを含むマネジメントシステム文書のコピーを提出してください。品質マニュアルを文書として維持していない場合は、マネジメントシステムに関する文書、プロセス、システム、記録の関連付けが分かる文書（例えばマネジメントシステム体系図など）をご提出ください。

なお、申請に必要な書類のうち（様式 5）から（様式 8）までのものについては、品質マニュアル、規程、手順書等で規定することができます。この場合、（様式 5）から（様式 8）までの書類の代わりに、該当する規程、手順書等を提出してください。

③ ~~ISO/IEC 17025 の箇条 8.1 の選択肢を示す書面~~

~~ISO/IEC 17025 の箇条 8.1 に基づき選択肢 A 又は B のどちらを選択したかが分かる書面をご提出ください。この手引き 2.1 項のチェックリストにチェックを入れてご提出いただいても結構です。なお、品質マニュアル等の他の提出書類で記載がある場合は、ご提出の必要はありません。~~

③④ 評価／試験手順書

認定を受けようとする範囲に係る評価（試験）を実施するための手順書（この手引き 2.3 項(4)に示す規格等以外に手順書がある場合）を提出してください。

④⑤ 認定後に発行する認定シンボルを付した試験報告書の様式の案

認定後に発行する認定シンボルを付した試験報告書の様式の案を提出してください。

⑤⑥ 認定シンボルの管理方針

認定シンボルの管理方針を規定した文書（単独の文書でない場合は、その文書名及び該当箇所）又は管理方針の概要（管理担当、管理方法等）が分かるように、記載されている文書をご提出ください。

（様式 10）の記入例

7. 認定事業の実施の方法に関する事項

文書番号	文 書 名	制定／最新更新日
QM-001-M06	品質マニュアル	20 25 20 06 .04.01
PP-001-M03	マネジメントレビュー規程	20 25 00 04 .07.01
PP-002-M02	内部監査規程	20 25 00 04 .04.01
PP-003-M03	苦情処理規程	20 21 0 5 .09.01
PP-004-M03	不適合業務管理規程	20 21 0 5 .10.01
PP-005-M04	是正処置規程	20 21 0 5 .10.01
PP-006-M02	予防処置規程	20 21 0 5 .12.01
PP-011-M03	文書管理規程	20 20 0 4 .07.01
PP-012-M04	記録管理規程	20 21 0 5 .01.01

PP-013-M05	評価報告書管理規程	<u>202206.04.01</u>
PP-021-M05	評価施設管理規程	<u>202105.10.01</u>
PP-022-M08	評価設備・機器管理規程	<u>202206.10.01</u>
PP-023-M07	評価実施用消耗品管理規程	<u>202206.06.01</u>
PP-031-M05	教育・訓練規程	<u>202206.03.31</u>
SOP-001-M2	評価品目取り扱い手順書	<u>202004.04.01</u>
SOP-101-M2	○○○○評価操作手順書	<u>201903.04.01</u>
SOP-102-M2	* * * * * 評価操作手順書	<u>201903.04.01</u>
SOP-103-M2	◇◇◇◇◇◇◇◇評価操作手順書	<u>201903.04.01</u>
SOP-104-M2	▼▼▼▼評価操作手順書	<u>201903.07.01</u>
SOP-105-M2	◎◎◎評価操作手順書	<u>201903.07.01</u>
<u>マネジメントシ</u> <u>ステム</u>	☒ <u>選択肢 A</u>	☐ <u>選択肢 B</u>

(8) 認定事業に従事する者の氏名及び経験（様式 11）

認定事業に従事する方の、その事業に従事した経験について記入してください。

「主任」欄には、申請に係る事業の実施について責任を有する者に○印を記入してください。

（様式 11）の記入例

主任	氏 名	入社年月	担当業務	申請に係る事業の従事の実績
○	佐藤 鉄臣	<u>H354.4</u> <u>.1</u>	ソフトウェア ハードウェア IT システム・ネットワーク IC カード	<u>H264.4</u> 関西本部評価業務第 1 課配属。 <実績>○○○ Ver.1.0、△△△△、 □□□□、▽▽▽▽ <u>R1H9.4</u> 英国 ABCDEFG に長期研修。 <実績>◇◇◇◇、○○○○カード、 ◎◎◎カードリーダー、 <u>RH614.4</u> 評価事業部評価第一課に配属 現在に至る。
○	三浦 吾郎	<u>H859.4</u> <u>.1</u>	ソフトウェア ハードウェア IT システム・ネットワーク IC カード	<u>H264.4</u> 関西本部評価業務第 1 課配属。 <実績>○○○ Ver.1.0、△△△△、 □□□□、▽▽▽▽、◇◇◇◇ <u>R3H14.4</u> 英国 ABCDEFG に長期研修。 <実績>◎◎◎カード、◇◇◇◇カード、 ○○○○カードリーダー、 Windows NT Ver 4.0 SP 3 <u>R5H13.4</u> 評価事業部評価第一課に配属 現在に至る。
	鈴木 義男	<u>H242.4.1</u>	ソフトウェア IC カード	<u>H264.4</u> 関西本部評価業務第 1 課配属。 <実績>○○○ Ver.1.0、△△△△、 □□□□、▽▽▽▽、◇◇◇◇ <u>R6H14.4</u> 評価事業部評価第一課に配属 現在に至る。
	木田 徳一	<u>H275.4.1</u>	ソフトウェア ハードウェア	<u>H275.4</u> 関西本部評価業務第 1 課配属。 <実績>○○○ Ver.1.0、△△△△、 □□□□、▽▽▽▽、◇◇◇◇ <u>R6H16.4</u> 評価事業部評価第一課に配属 現在に至る。
	山田 誠治	<u>H308.4.1</u>	ソフトウェア ハードウェア	<u>H308.4</u> 関西本部評価業務第 1 課配属。 <実績>○○○ Ver.1.0、△△△△、 □□□□、▽▽▽▽ <u>R6H16.4</u> 評価事業部評価第一課に配属 現在に至る。

(9) 認定申請に関する連絡先担当者等（様式 12）

認定審査業務を適切かつ迅速に実施するため、申請事業者の窓口となる担当者を（様式 12）によりお知らせください。IAJapan からの連絡はすべて窓口となる担当者に行います。

2.5 認定申請に対する手続きの概要

認定申請書が正式に受理された後の手続きの概要は、フロー図（図 1）のとおりです。

IAJapan は、申請を受理した後、申請事業者が認定要求事項に適合しているかを審査します。審査の結果、全ての認定要求事項に適合していると判断された場合にのみ認定が授与されます。

審査は、審査チームによって実施されます。まず、審査チームは提出された申請書類に対して包括的な書類審査を実施します。書類審査で問題がなければ、現地審査（事業所等における審査）及び又は事業所等に訪問せず各種通信手段を用いて実施する「遠隔審査」（以下これらを「現地/遠隔審査」という。）が実施されます。

現地/遠隔審査の過程においては、「文書の審査」、「試験（評価）区域への立ち入り」、「記録の閲覧」、「職員との接見」などが必要となります。この際、申請事業者は必要な便宜を図り、協力しなければなりません。協力が得られない場合は認定できない場合があります。

なお、マネジメントシステムの運営状況の確認を行うため、申請者は、実際にマネジメントシステムを運営し、現地/遠隔審査の実施前に内部監査及びマネジメントレビューを行った実績が必要です。現地/遠隔審査に先立って、効率的な審査を行うため、2.1 項で定める添付書類のほかに、試験（評価）報告書など審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

審査の過程で IAJapan 又は審査チームから是正報告書等の提出が求められる場合があります。是正に 20 営業日以上を要する不適合がある場合には、その計画を提示してください。ただし、その場合の是正報告書の提出期限は、提出が求められた日から起算して原則 60 営業日を上限とします。期限切れの場合には、次の工程に進みます。なお、追加の手数料を徴収の上、再度の現地/遠隔審査が実施される場合がありますのでご注意ください。

申請書が受理されてから、認定の決定について通知されるまでの処理期間は、認定申請範囲、審査の状況によって期間（受審側の回答書、不適合事項是正報告書等の作成期間は除く。）は異なります。

ASNITE 認定申請手続中断願（様式 18）を提出した場合、手続き再開に際して ASNITE 認定申請手続復活願（様式 19）をご提出ください。中断は原則 1 回、最長 6 ヶ月までとなっています。正当な理由（例えば、顧客要望対応のためなど）がある場合は延長が認められることもありますので IAJapan にご相談ください。中断願を提出してから復活願を提出するまでの期間は、NITE の審査期間から除かれますので御注意ください。

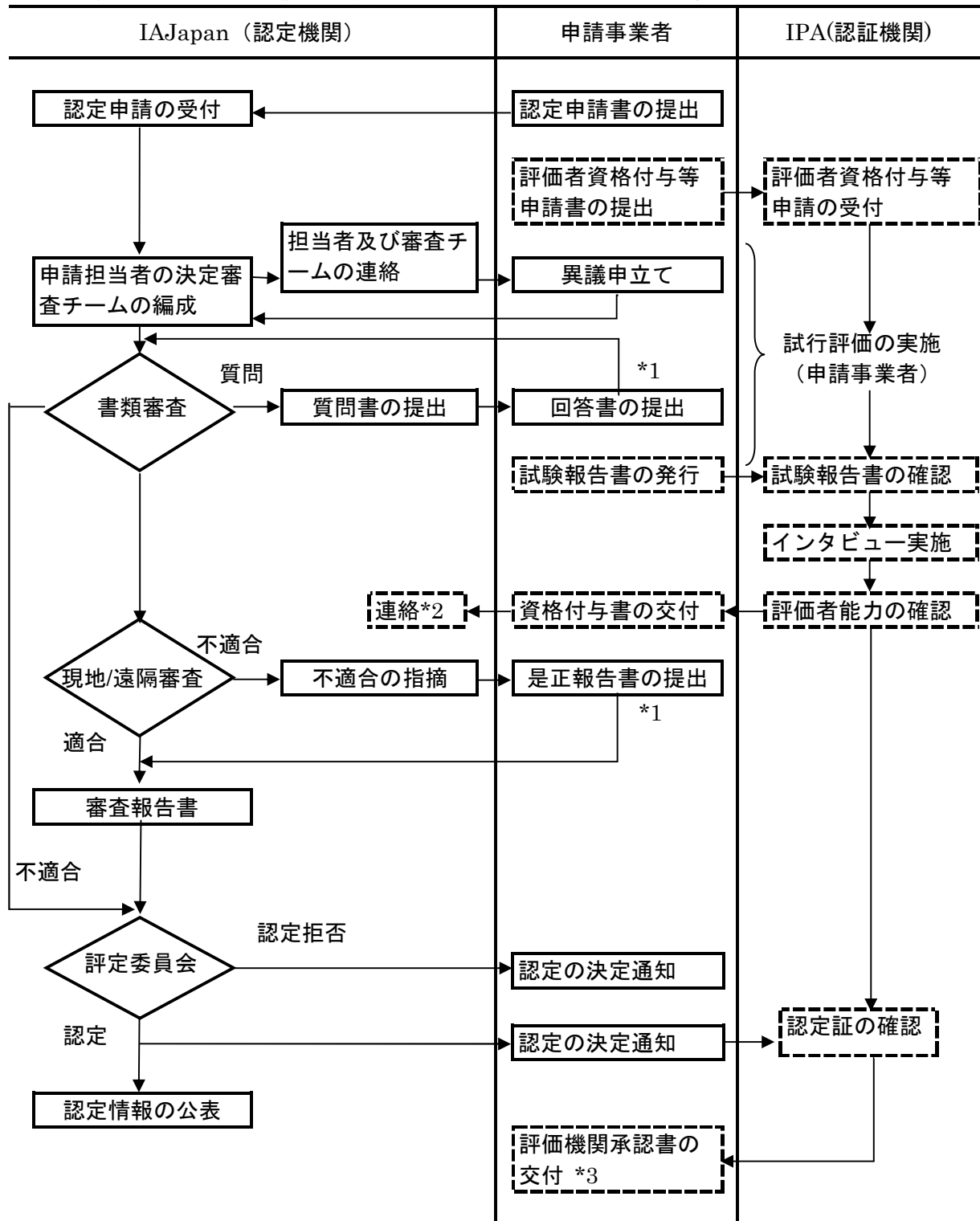
また、審査プロセスにおいて、申請事業者からの ASNITE 認定申請取下願（様式 20）の提出により、審査手続きを取下げることができます。申請取下げの場合、その旨を IPA に対しても遅滞なく通知してください。

認定プロセスの詳細は、別紙 認定のプロセスに関する説明を参照ください。

2.6 認定申請中の申請内容の訂正

申請中に申請内容の訂正又は添付書類の変更が生じた場合は、この手引き 5 項の ASNITE 認定申請書等変更届（様式 14）を提出してください。

図 1 認定申請に対する手続きの概要（コモンクライテリア評価の場合）



*1 回答書又は是正報告書（計画書）の提出期限は、「通知日から 20 営業日以内」となります。期限切れの場合には、次の工程に進みます。

なお、回答書又は是正報告書の内容によっては、再質問を行う場合があります。

*2 資格付与書の交付の連絡を受けた後、申請事業者と現地審査実施日を調整します。

*3 評価機関の承認申請は、評価者資格付与の申請と同時に行います。詳しくは、IPA の公開文書を御覧ください。

3 認定事業者の権利及び義務

認定事業者の権利及び義務については、主なものは下記のような事項となり、詳細は一般要求事項で引用している「適合性評価機関の権利及び義務(UIF02)」に定められています。

(1) 認定事業者の権利

① 認定シンボルを付した試験報告書の発行

認定事業者は、試験報告書に、一般要求事項に規定する認定シンボルを付して発行することができます。ただし、認定シンボルの使用及び取扱いについては、一般要求事項及び「IAJapan 認定シンボルの使用及び認定の主張等に関する方針(URP15)」を参照してください。

② 認定情報の公表等

申請事業者に認定を付与する際、認定情報¹を公表し、当該事業者に認定が付与された旨を通知します。また、Web サイトなどの IAJapan から公表する情報に、認定事業者として掲載されます。

③ 認定基準の変更通知の受理

認定事業者が新基準に適合するために必要となった場合は、合理的な猶予期間をもって、IAJapan からの書面によって通知されます。

④ 審査チームに対する異議申立て

申請事業者及び認定事業者は、審査チームの編成について、IAJapan に異議を申し立てる機会が与えられます。

⑤ IAJapan に対する苦情及び異議申立て

申請事業者及び認定事業者は、IAJapan の行う処分、制度の運営などに対して苦情又は異議の申立てを行うことができます。手続きについては、「適合性評価機関の権利及び義務(UIF02)」をご参照ください。

(2) 認定事業者の義務

認定事業者は、認定の継続のため、一般要求事項に規定する事項について、従うことが義務として課せられます。

なお、申請事業者は認定申請時に IAJapan に、~~ASNITE 試験事業者 IT 認定の~~一般要求事項に規定された要求事項を遵守する旨の「誓約書」の提出及び「機密保持に関する合意書」の締結、認定時には「認定契約書」を締結するよう求められます。

なお、「機密保持に関する合意書」、「認定契約書」は IAJapan と申請事業者の間で契約(合意)する必要があります。方法として、電子契約(電子申請システム/電子サイン)を原則としますが、申請事業者の要望により書面契約も可能です。契約(合意)に先だって担当からご案内します。

¹ 認定情報の記載事項は原則として次のとおりとするが、これに限らない。

①「認定証」である旨の表記

②(初回)認定発効日及び該当する場合は認定の有効期限

③認定識別

④認定された適合性評価機関の名称、法人の名称、適合性評価機関の場所及びそれぞれの場所で実施される適合性評価活動

⑤所長名及び IAJapan の識別及びロゴ

⑥認定範囲

⑦適合性の表明、及び認定の審査基準又は規格

⑧その他必要な事項

4 認定の維持等に係る審査の申請手続き（認定維持審査、再認定審査、臨時審査）

IAJapan では、認定事業者は、継続的な適合状況の確認のための定期的な認定維持審査、及び次の認定周期への移行の可否確認のための再認定審査の受審が要求されます。

また、上記以外に、必要に応じて臨時審査が行われることがあります。

これらの審査の申請は、次の手続きにより行う必要があります。

認定維持審査又は臨時審査（抜き打ちで行う場合を除く）については（様式 13）、再認定審査については（様式 1）により申請してください。申請時に、既に IAJapan に提出している申請書類（申請書に添付する書類を含む）に変更がある場合は、ASNITE 認定申請書等変更届（様式 14）（以下、変更届という）と共に変更後の書類を添付してください。

4.1 実施の時期

各審査における現地審査の実施時期については、認定スキーム文書をご参照ください。

なお、実施期限の情報を含め、実施時期については、IAJapan から事前にご連絡いたします。

4.2 審査申請手数料について

審査申請手数料は、2.2 項 認定申請手数料を御覧ください。

4.3 再認定申請書（様式 1）の記入要領

（様式 1）の記入要領は、2.3 項 ASNITE 認定申請書の記入要領を御覧ください。

4.4 認定維持（又は臨時）審査申請書（様式 13）の記入要領

(1) 「申請者の名称及び代表者の氏名」

申請者は、代表者ではなく認定事業者の事業所の長でもかまいません。

(2) 「認定事業所の名称」及び「認定識別」

認定事業者の事業所の名称、認定識別を記入してください。

(3) 審査の種類

IAJapan から連絡があった検査の種類（「認定維持審査」又は「臨時審査」の別）を記入してください。

(4) 「審査を受ける認定区分及び範囲」

IAJapan から連絡のあった審査を受ける認定区分及び範囲を記入してください。

(5) 「手数料」

IAJapan から連絡があった手数料額を記入してください。ただし、認定区分の追加に伴う合同審査を行う場合は、減額措置がありますので、空欄としてください。

5 認定申請内容の変更の手続き

認定申請中又は認定後、IAJapan に提出した申請書や添付文書の内容に変更があった場合は、変更届を提出していただきます。これを怠ると認定が取り消される場合がありますので注意してください。

なお、変更届が必要となる事例については、別表 認定申請内容等変更届に係る例を参照してください。

5.1 変更に必要な書類

認定申請内容の変更に必要な文書は、次のとおりです。

- ・ASNITE 認定申請書等変更届（様式 14）
- ・変更後の書類（既に IAJapan に提出している申請書類（添付書類を含む）に変更がある場合）

5.2 変更届の記入要領

(1) 「変更の対象となる認定事業所」

認定識別及び変更の対象となる認定を受けている事業所名を、記入してください。

(2) 「変更内容」

変更事項及び変更理由について、簡潔に記入してください。

また、変更内容が明確になるように、変更する前の内容と、変更した後の内容とを比較して記述してください。この場合、変更届に記入しきれないときは、別紙資料としてもかまいません。

(3) 「変更年月日」

上記変更が行われた年月日を記入してください。

（様式 14）の記入例

ASNITE 認定申請書等変更届	
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 × ×	
× 独立行政法人製品評価技術基盤機構 × × 認定センター 所長 殿	
住所 届出者の名称及び 代表者の氏名	東京都千代田区霞が関 1-3-1 株式会社 経済 代表取締役社長 経済 太郎 ×
認定内容を変更したので、下記のとおり届け出ます。	
記	
1. 変更の対象となる認定事業所 ASNITE XXXX 株式会社経済 霞ヶ関試験所	
2. 変更内容	

(1) 変更事項 認定を受けている事業所の名称の変更

旧
霞ヶ関試験所

新
東京評価所

(2) 変更理由

弊社の組織変更に伴う認定を受けている事業所の名称変更によるもの。

3. 変更年月日

20~~24~~06年 11 月 1 日

6 認定事業の承継の手続き

認定事業の承継をする場合は、以下の手続きを行ってください。また、それに先立ち IPA と事前相談を行ってください。

6.1 承継に必要な書類

認定事業の承継に必要な書類は、次のとおりです。

- ・ASNITE 事業承継届（正本 1 部）
- ・その法人の登記事項証明書
- ・「認定契約書」（様式 24）

6.2 ASNITE 事業承継届の記入・作成要領

記入・作成例として、ASNITE 事業承継届（様式 15）を示します。次の要領で記入し、承継の事実を証する書面（登記事項証明書など）を添付してください。

(1) 「被承継者の名称及び代表者の氏名並びに住所」

認定事業を承継される者（合併前に認定事業者の地位を有していた者）の名称、住所等を記入してください。

(2) 「承継された事業所の名称及び所在地」

承継の対象となる認定事業者の事業所の名称及び所在地を記入してください。承継によって、名称変更がある場合は、旧名称を記入してください。

(3) 「被承継者の認定識別、認定を受けている範囲」

承継の対象となる認定事業者が既に取得している認定証に記載されている認定識別、認定範囲を転載してください。

(4) 「承継後の事業所の名称及び所在地」

承継によって、認定事業者の事業所の名称変更がある場合に、新名称を記入することになります。名称変更が無い場合は、「変更なし。」と記入してください。

(様式 15) の記入例

ASNITE 事業承継届

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 × ×

× 独立行政法人製品評価技術基盤機構

× × 認定センター所長 殿

住所 東京都千代田区霞が関 1-3-1
 届出者の名称及び 株式会社 経済
 代表者の氏名 代表取締役社長 経済 太郎 ×

下記のとおり認定事業者の地位を承継したので、別紙書類を添えて届け出ます。

記

被承継者の名称及び代表者の氏名並びに住所	株式会社 〇〇〇〇 代表取締役社長 見本 申之助 東京都渋谷区西原 2-49-10
承継された事業所の名称及び所在地	幡ヶ谷ラボラトリ 東京都渋谷区西原 2-49-10
被承継者の認定識別	ASNITE 000X Testing
認定を受けている区分	情報技術—コモンクライテリア評価— ソフトウェア
認定を受けている範囲	別記のとおり
承継後の事業所の名称、所在地、郵便番号、電話番号及び FAX 番号	関東本部 代々木上原ラボラトリ 東京都渋谷区西原 2-49-51 〒151-0066 03-1234-8765 (TEL) 03-6666-6666 (FAX)
承継の期日	2024 〇〇年 9 月 1 日
承継の理由	合併

7 認定事業の廃止の手続き

7.1 廃止に必要な書類

認定事業の廃止に必要な書類は、次のとおりです。

- ・ASNITE 事業廃止届（様式 16）

7.2 ASNITE 事業廃止届の記入要領

(1) 「認定識別、認定を受けている区分、認定を受けている範囲」

廃止した事業に係る認定区分、認定範囲のみを記入してください。

（様式 16）の記入例

ASNITE 事業廃止届	
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 × ×	
× 独立行政法人製品評価技術基盤機構	
× × 認定センター所長 殿	
住所	東京都世田谷区梅林堤 2-4-8
届出者の名称及び	株式会社 サンプル・ラボラトリー
代表者の氏名	代表取締役社長 参普留 止夫 ×
下記のとおり認定に係る事業を廃止したので、届け出ます。	
記	
事業を廃止した事業所の名称及び所在地	梅林堤評価ラボラトリー 東京都世田谷区梅林堤 2-4-8
認定識別	ASNITE 000X Testing
認定を受けている区分	情報技術－コモンクライテリア評価－ソフトウェア 情報技術－暗号モジュール試験－暗号ソフトウェアモジュール
認定事業を廃止する範囲	情報技術－コモンクライテリア評価－ソフトウェア (クラス APE、EAL1、EAL2、EAL3、EAL4)
廃止の期日	<u>202406</u> 年 11 月 30 日
廃止の理由	事業縮小のため

8 ASNITE 試験業務報告

IAJapan では認定事業者の最新の業務実施状況を把握することを目的とし、前年度の試験事業の実績等の報告について、ご協力をお願いしております。

認定事業者は、認定された翌年度以降、~~46~~月末を目処に前年度の実績報告について、（様式 17）の ASNITE 試験業務に係る報告を作成し、IAJapan に提出をお願いします。

9 苦情又は異議申立て

苦情又は異議は、IAJapan で受け付けています。苦情の申し出は電話でもかまいませんが、誤解の防止のためできるだけ書面で行ってください。異議申立ては書面によって申し出ください。苦情又は異議は IAJapan の定める苦情又は異議申立て処理手順に従って処理されます。苦情又は異議申立ては以下のように定義分類されます。

- (1) 苦情：IAJapan 又は認定事業者の活動に関し、個人又は組織が回答を期待して行う不満の表明で、(2)項に示す異議申立て以外のもの
- (2) 異議申立て：希望した認定の地位に関する不利な認定の決定を再考慮するよう認定事業者又は申請事業者が行う要請

附 則

この手引きは、平成 13 年 12 月 12 日から施行する。

附 則

この手引きは、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この手引きは、平成 14 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この手引きは、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この手引きは、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この手引きは、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この手引きは、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この手引きは、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この手引きは、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この手引きは、平成 24 年 3 月 23 日から施行する。ただし、本規程第 8 項に定める「暗号モジュール試験における CMVP との共同認証制度に基づく認定について」の適用は、JCMVP と CMVP との共同認証に係る契約の締結日及びそれ以降とする。

附 則

この手引きは、平成 28 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この手引きは、2019 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この手引きは、2020 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この手引きは、2021 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

この手引きは、2024 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この手引きは、2025 年 X 月 XX 日から施行する。

様式集

用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 列 4 番としてください。

ただし、（様式 6）、（様式 7）及び（様式 8）については、A 列 3 番でも結構です。

- | | |
|----------|---|
| （様式 1） | ASNITE 認定（再認定）申請書 |
| （様式 2） | 認定を受けようとする範囲の別記 |
| （様式 3-1） | 誓約書 |
| （様式 3-2） | 機密保持に関する合意書 |
| （様式 4） | 認定事業に類似する業務の実績 |
| （様式 5） | 認定事業に用いる器具、機械又は設備の数、性能、所在の場所及びその所有者又は借入れの別 |
| （様式 6） | 認定事業を行う施設の概要（事業所の配置図） |
| （様式 7） | 認定事業を行う施設の概要（〔評価室／試験室〕の機器の配置図） |
| （様式 8） | 認定事業を行う組織に関する事項（事業所の組織図） |
| （様式 9） | 認定事業を行う組織に関する事項（主要職員名簿） |
| （様式 10） | 認定事業の実施の方法に関する事項 |
| （様式 11） | 認定事業に従事する者の氏名及び当該者が認定事業に類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績 |
| （様式 12） | 認定申請に関する連絡先担当者等 |
| （様式 13） | 認定維持（又は臨時）審査申請書 |
| （様式 14） | ASNITE 認定申請書等変更届 |
| （様式 15） | ASNITE 事業承継届 |
| （様式 16） | ASNITE 事業廃止届 |
| （様式 17） | ASNITE 試験業務に係る報告について |
| （様式 18） | ASNITE 認定申請中断[期間の延長]願 |
| （様式 19） | ASNITE 認定申請復活願 |

(様式 20) ASNITE 認定申請取下げ願

(様式 21) 認定契約書

(様式 22) 委任状

注 1) (様式 3-1)、(様式 3-2)、(様式 21) については下記 URL をご参照ください。

<https://www.nite.go.jp/iajapan/aboutus/johokokai/index.html>

(様式 1)

ASNITE 認定（再認定）申請書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 殿

住所
申請者の名称及び代表者の氏名

試験事業に対する ASNITE の認定（再認定）を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

1. 認定（再認定）を受けようとする試験方法の区分
2. 認定（再認定）を受けようとする範囲
3. 認定（再認定）を受けようとする事業所（試験所）の名称、所在地（郵便番号）、電話番号、認定識別

認定（再認定）を受けようとする事業所

実施する業務	
ふりがな 名称	
ふりがな 所在地（郵便番号）	
電話番号	
認定識別	

4. 常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無

5. その他

【作成注意】

1. 用紙の大きさは日本産業規格 A4 とします。

2. 「認定（再認定）を受けようとする範囲」

「別記のとおり」と記載し、(様式 2)に詳細を記載し、添付してください。
(試験を実施する事業所毎に作成。)

3. 「認定（再認定）を受けようとする事業所」

認定を受けようとする事業所を記載してください。試験活動を行うすべての事業所について記載が必要です。事業所が複数ある事業者の場合は、「関連する事業所」として欄を追加して記載してください。

実施する業務には、試験の実施、結果の報告及びマネジメントシステム運用などがあり、試験報告書の発行、方針の作成、プロセス及び/又は手順の開発、契約内容の確認、試験の計画、試験の結果のレビュー、承認、決定及びマネジメントシステム運用が含まれます。なお、認定識別は再認定申請の場合のみご記入ください。

4. 「常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無」

「該当なし」、「顧客の施設で現地試験を実施」、「レンタルラボでの試験を実施」又は「バーチャルサイトでの試験を実施」のいずれかを記載してください。

また、「レンタルラボでの試験」で利用する施設が限定されている場合は、レンタルラボの名称、所在地、その賃貸人及びそこで実施する試験を記載してください。

~~5. 「その他」~~

~~その他、認定の範囲や基準に関する追加情報などがあれば記載ください。例えば、暗号モジュールの要求事項として選択した一般要求事項第 3 部の版数（最新版又は第 10 版）などを記載ください。~~

(様式 2)

認定を受けようとする範囲の別記

認定区分：

試験対象製品：

試験する成分、パラメータ又は特性：

実施場所：

試験方法：

--	--

【作成注意】

1. 「試験対象製品」

「情報技術（IT）製品」、IoT 製品のセキュリティ要件適合評価区分においては「IoT 製品」と記載ください。その他については IAJapan にお問い合わせください。

2. 「試験する成分、パラメータ又は特性」

・ CC 評価の場合：

Common Criteria for Information Technology Security Evaluation - part2: Security functional components に規定するセキュリティ機能要件

・ 暗号モジュール試験の場合：

ISO/IEC 19790 が規定するセキュリティ要件

・ システム LSI 侵入テストの場合：

スマートカードに関する CC サポート文書等に基づいて試験される、耐タンパー性

・ IoT 製品のセキュリティ要件適合評価区分の場合：

JC-STAR 適合基準・評価方法文書が規定するセキュリティ要件

3. 区分毎に作成してください。

(様式 4)

3. 認定事業に類似する業務の実績

(年 月 日 ~ 年 月 日)

用いた方法	実施期間及び対象	件数

(様式 5)

4. 認定事業に用いる器具、機械又は設備の数、性能、所在の場所及びその所有者又は借入れの別

<ハードウェア>

名 称	製造者名	型式	製造番号	数量	性 能	所在の場所	所有	図中

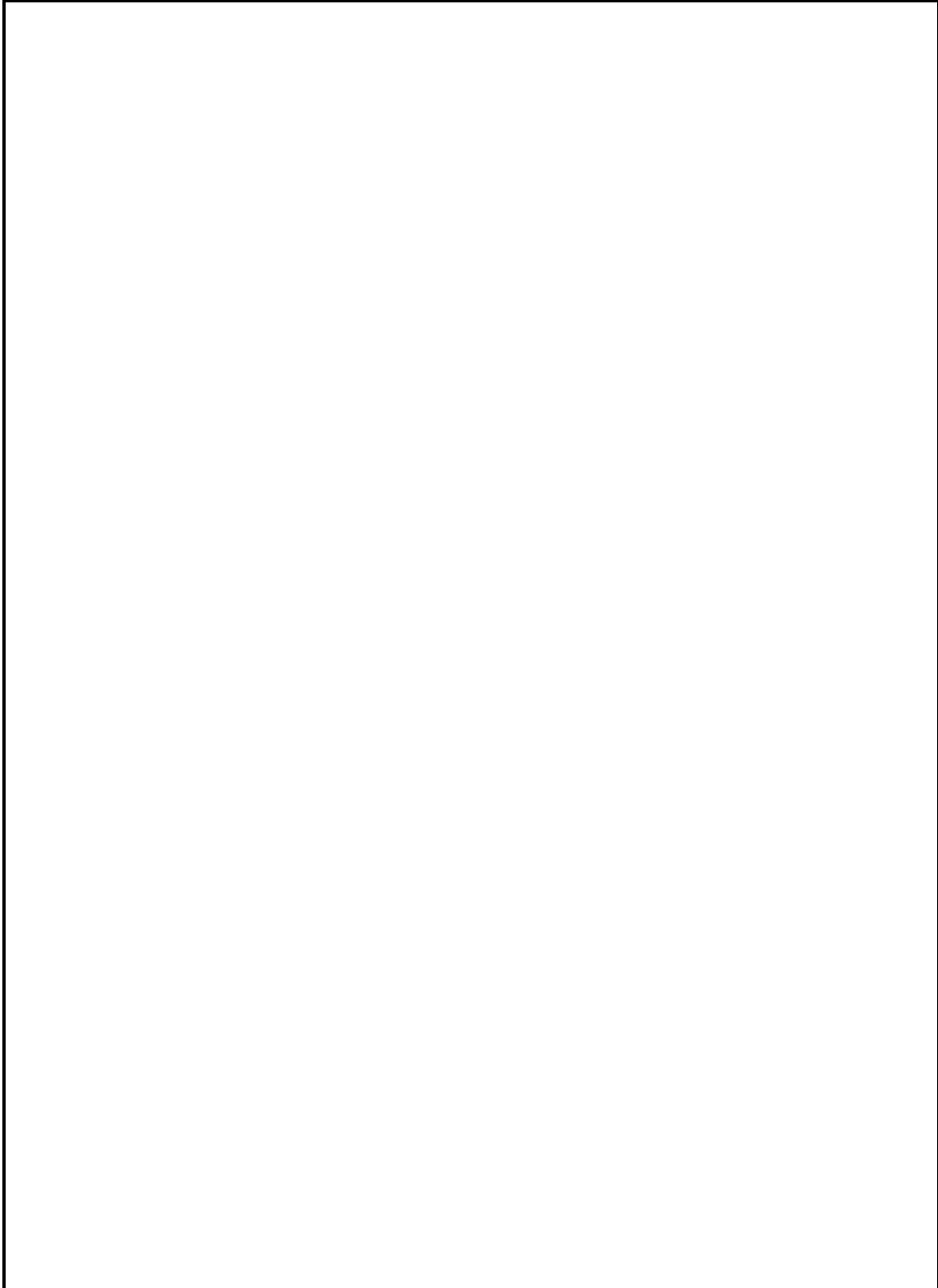
<ソフトウェア>

名 称	製造者名	型式	製造番号	数量	性 能	所在の場所	所有	図中

(様式 6)

5. 認定事業を行う施設の概要

(1) 事業所の配置図



(様式 7)

5. 認定事業を行う施設の概要

(2) 〔評価室／試験室〕の機器の配置図

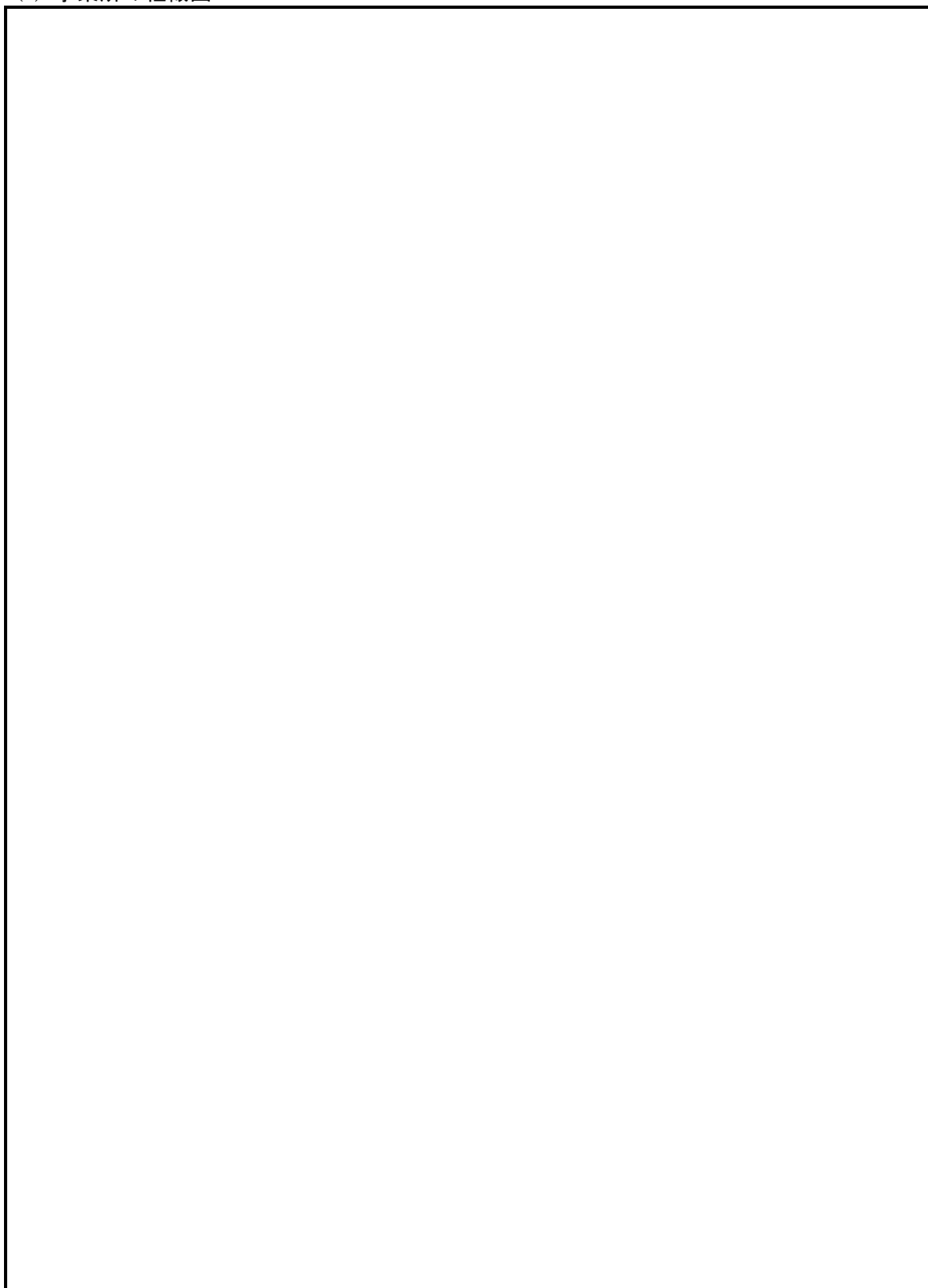
室 名	

※ [] の部分は、どちらか一つだけを記入してください。

(様式 8)

6. 認定事業を行う組織に関する事項

(1) 事業所の組織図



(様式 9)

6. 認定事業を行う組織に関する事項

(2) 主要職員名簿

ラボラトリマネジメント	
氏 名	
職 名	
関連する経験	
技術管理要員	
氏 名	
職 名	
関連する経験	
技術管理要員の代理	
氏 名	
職 名	
関連する経験	
品質管理要員	
氏 名	
職 名	
関連する経験	
品質管理要員の代理	
氏 名	
職 名	
関連する経験	
報告書発行責任者署名又は記名押印する者	
氏 名	
職 名	
関連する経験	
報告書発行責任者の代理署名又は記名押印する者の代理	
氏 名	
職 名	
関連する経験	

(様式 10)

7. 認定事業の実施の方法に関する事項

<u>文書番号</u>	<u>文　書　名</u>	<u>制定／最新更新日</u>
<u>マネジメントシステム</u>	☐ 選択肢 A	☐ 選択肢 B

(様式 11)

8. 認定事業に従事する者の氏名及び当該者が認定事業に類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績

主任	氏 名	入社年月日	担当業務	申請に係る事業の従事の実績

(様式 12)

9. 認定申請に関する連絡先担当者等

認定申請に関する連絡先担当者（必要な場合、認定後の連絡先担当者）及び認定された後の認定事業者一覧等で公表を希望する認定事業所は次のとおりです。

(1) 認定申請に関する連絡先担当者

連絡先担当者	部署名	
	氏 名	
電話		
E-mail		

※申請手数料についての請求書は原則として電子メールでお送りします。上記と異なる場合には次に記載をお願いします。

請求書送付先	部署名	
	氏 名	
送付先住所(紙の請求書(印影なし)を希望される場合のみ)		〒

(2) 認定後の連絡先担当者（上記（１）と異なる場合に記入）

連絡先担当者	部署名	
	氏 名	
電話		
E-mail		

(3) 認定された後の認定録事業者一覧表等で公表を希望する認定事業所の問い合わせ窓口

事業者名、事業所名の和文	
事業者名、事業所名の英文	
電話	
Web サイトの URL	
E-mail（利用できる場合。なるべく組織宛のアドレス）	

注）異動等により担当者に変更があった場合は届け出てください。

(様式 13)

認定維持（又は臨時）審査申請書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 殿

住所
申請者の名称及び代表者の氏名

下記の認定について、契約審査（認定維持審査・臨時審査）を申し込みます。また、審査の受入れに当たっては必要な協力と便宜を図ることを確認します。

記

1. 認定事業所の名称及び所在地
2. 認定識別
3. 審査の種類
4. 審査を受ける認定区分及び範囲

(様式 14)

ASNITE 認定申請書等変更届

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 殿

住所
届出者の名称及び代表者の氏名

認定内容を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更の対象となる認定事業所

2. 変更内容

(1) 変更事項

旧

新

(2) 変更理由

3. 変更年月日

(様式 15)

ASNITE 事業承継届

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 殿

住所
届出者の名称及び代表者の氏名

下記のとおり認定事業者の地位を承継したので、別紙書類を添えて届け出ます。

記

被承継者の名称及び代表者の氏名並びに住所	
承継された事業所の名称及び所在地	
被承継者の認定識別	
認定を受けている区分	
認定を受けている範囲	
承継後の事業所の名称、所在地、郵便番号、電話番号及び FAX 番号	
承継の期日	
承継の理由	

(様式 16)

ASNITE 事業廃止届

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 殿

住所
届出者の名称及び代表者の氏名

下記のとおり認定に係る事業を廃止したので、届け出ます。

記

事業を廃止した事業所の名称及び所在地	
認定識別	
認定を受けている区分	
認定事業を廃止する範囲	
廃止の期日	
廃止の理由	

(様式 17)

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センターASNITE-IT プログラムマネジャー 殿

認定事業者の名称、認定識別及び担当者の氏名

ASNITE試験業務に係る報告について

下記のとおり、ASNITE試験業務に係る報告について提出します。

記

試験の事業の実績及び試験証明書の発行実績

(20xx 年 4 月 1 日～20xx 年 3 月 31 日)

区分	①ASNITE 対象試験実績		②ASNITE 認定シン ボル付き 証明書	(参考) 類似試験
	試験方法	実施件数	発行件数 (枚数)	実施件数
		約 件	(件 枚)	約 件

注) 実施件数は、認定区分ごと、試験方法規格ごとに記載してください。

備考 ① 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とします。

② 区分数等が多く、1 枚に収まりきらない場合は、記以下に「別紙のとおり」と明記し、別紙として添付してください。

(様式 18)

ASNITE 認定申請中断[期間の延長]願

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 殿

住所
申請者の名称及び代表者の氏名

年 月 日付認定申請書により、試験事業に対する ASNITE の認定を申請し[、年 月 日付で認定申請中断願を提出し]ましたが、下記の理由により申請手続き[を中断|中断の延長を]します。

記

1. 申請日

認定申請日： 年 月 日

申請中断日： 年 月 日

2. 申請内容

1) 認定を受けようとする試験方法の区分

2) 認定を受けようとする範囲

3) 認定を受けようとする事業所（試験所）の名称、所在地（郵便番号）、電話番号

ふりがな ----- 名称
ふりがな ----- 所在地（郵便番号）
電話番号

3. 申請手続き[を中断|中断を延長]する理由

4. 申請手続き[を中断|中断を延長]する期間（予定）

年 月 日まで

注 1) 「申請内容」欄には、認定申請書の記載内容を記載すること。

「別添参照」として申請書（様式 1）（様式 2）の写しを添付することも可能です。

(様式 19)

ASNITE 認定申請手続復活願

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 殿

住所
申請者の名称及び代表者の氏名

年 月 日付認定申請手続中断願により、試験事業に対する ASNITE の認定申請手続
きの中断を行いましたが、下記の理由により申請手続きを復活します。

記

1. 申請日

認定申請日： 年 月 日
申請中断日： 年 月 日

2. 申請内容

- 1) 認定を受けようとする試験方法の区分
- 2) 認定を受けようとする範囲
- 3) 認定を受けようとする事業所（試験所）の名称、所在地（郵便番号）、電話番号

ふりがな ----- 名称
ふりがな ----- 所在地（郵便番号）
電話番号

3. 申請手続きを復活する理由

4. 申請手続きを復活する期日

年 月 日

注 1) 「申請内容」欄には、認定申請書の記載内容を記載すること。
「別添参照」として申請書（様式 1）（様式 2）の写しを添付することも可能です。
内容に変更がある場合は変更届を提出してください。

(様式 20)

ASNITE 認定申請取下願

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 殿

住所
申請者の名称及び代表者の氏名

年 月 日付 ASNITE 認定申請書による申請を行いました。下記の理由により申請を取り下げます。

記

1. 申請内容

- 1) 認定を受けようとする試験方法の区分
- 2) 認定を受けようとする範囲
- 3) 認定を受けようとする事業所（試験所）の名称、所在地（郵便番号）、電話番号

ふりがな 名称
ふりがな 所在地（郵便番号）
電話番号

2. 認定申請を取り下げる理由

注 1) 「申請内容」欄には、ASNITE 認定申請書の記載内容を記入すること。

「別添参照」として申請書（様式 1）（様式 2）の写しを添付することも可能です。

注 2) 「申請を取り下げる理由」欄に記入する文章の体裁は問わないが、「申請事業者の責によらない具体的な理由」を明記すること。記載例を以下に示します。

「上記 2. の認定を受けようとする範囲について試行評価を継続することが困難となり、ASNITE 試験事業者 IT 認定の一般要求事項（TIRP21）細分箇条 2.8.3 で定める、CC 認証機関による資格付与を受けることができなくなったため。」

(様式 22)

委任状

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター所長 あて

住所
委任者の名称及び代表者の氏名

試験事業者に係る製品評価技術基盤機構認定制度の認定に係る手続きの権限を下記の者に委任します。

記

被委任者： 住所、所属、役職及び氏名

委任の範囲：

以上

別紙 認定のプロセスに関する説明

本プログラムにおける認定のプロセスについて、以下に説明します。そのフロー図は 2.5 項を参照ください。

(1) 初回認定の申請 (ISO/IEC 17011:2017 7.2.1)

IAJapan は初回認定の申請として、申請事業者が属する法人の代表者名による申請書及び関連する書類の提出を求めます。

(2) 申請のレビュー (ISO/IEC 17011:2017 7.2.3)

IAJapan は、申請の受付後、申請書類の内容について、審査を開始するために必要な情報がすべて提供されているかどうか等のレビューを行います。書類に不足がある場合、申請者に対して追加の書類の提出を求めます。

(3) 申請の受理 (ISO/IEC 17011:2017 7.2.4)

(2) の申請のレビューの結果、十分な情報が確認された場合、申請を正式に受理します。なお、申請時から申請の受理を行うまでの間に、申請者による不正行為の証拠が存在することが確認された場合、申請者が虚偽の情報を意図的に提供したことが確認された場合、又は申請者が情報を隠蔽したことが発覚した場合、申請を却下します。(ISO/IEC 17011:2017 4.4.10 注記)

(4) 審査の準備 (ISO/IEC 17011:2017 7.4)

IAJapan は、チームリーダー、また必要に応じて、審査員、技術専門家から構成される審査チームを指名し、氏名及び所属法人の情報を含む情報を申請者に提示します。~~この提示は、審査開始の 2 週間前までに行います。~~

申請者がこの審査チームのメンバーに同意できない場合、その正当な理由を添えて、異議申立てをすることができます。IAJapan はその内容を確認し、必要に応じて調査等を行い、再度、審査チームを申請者に示します。

なお、審査チームにオブザーバが含まれる場合は、審査チームに関する情報にその情報（氏名及び所属先の情報を含む）を含めて申請者に提示します。また、このオブザーバに対しても、申請者は異議を唱える手続を取ることができます。

(5) 審査の実施 1（文書化した情報のレビュー） (ISO/IEC 17011:2017 7.5)

審査チームは、「申請者から提供された文書化した情報」を評価し、その結果を申請者に示します。認定の対象となる範囲における適合性評価活動のプロセス及びマネジメントシステムが申請者によって構築できていないと判断した場合、審査チームはその旨を IAJapan に報告します。同報告内容は評定委員会において審議され、その後の審査を打ち切る決定を行う場合があります。その場合、IAJapan は、不適合事項を含む審査打ち切りの理由について、文書で申請者に通知します。

(6) 審査の実施 2（適合性評価活動の立会を含む現地審査の実施） (ISO/IEC 17011:2017 7.6)

審査チームは、事業者が評価、試験活動を実施する場所（同活動を行うために必要なその他の管理活動を含む）において、その実施能力、状況进行评估するため、現地審査を行います。

(7) 審査結果の報告 (ISO/IEC 17011:2017 7.6.6)

審査チームは、すべての審査（現地審査）の最終日に、申請者に対して、審査中に明らかになった所見を報告します。また、不適合事項があった場合、これを書面で提示します。

不適合事項を含む所見について、申請者は、その根拠について説明を求める機会を有します。また、申請者は、同不適合事項について最終的に同意できない場合、苦情手続を取ることができます。

また、審査チームは、~~審査報告書を作成し、IAJapan に提出します。同報告書を受領した IAJapan は、~~申請者に同審査報告書を提出します。なお、同報告書内容と審査チームが提示した所見内容が異なる場合、IAJapan は変更した理由を同報告書に添付して報告しま

す。なお、変更した理由及びその内容に同意できない場合、苦情手続を取ることができます。

(8) 是正措置 (ISO/IEC 17011:2017 7.6.8)

申請者は、不適合事項について、その原因及び範囲を特定し、必要な修正措置及び是正措置をとることが求められます。申請者はこれらの内容を書面で IAJapan-審査チーム に提供し、IAJapan-審査チーム はこの回答内容についてレビューを行います。IAJapan-審査チーム は回答が不十分と判断した場合は、追加の回答を求めます。また、必要に応じてフォローアップのための現地審査を行う場合があります。

(9) 審査結果のレビュー (ISO/IEC 17011:2017 7.7.3)

審査報告書を含む認定の決定のために必要な情報はすべて、ASNITE 試験事業者 IT 評定委員会（以下、「評定委員会」という）に提出されます。同委員会において、これらの情報はレビューされます。

(10) 認定（授与）に関する決定 (ISO/IEC 17011:2017 7.7.5) 及び異議申立て (ISO/IEC 17011:2017 7.13)

同評定委員会は、申請者がすべての認定要求事項に適合し、認定の範囲における適合性評価活動を実施する能力があると判断した場合、認定を決定し、IAJapan に報告します。また、能力に欠ける場合、認定を授与しない決定または申請者が希望する認定の範囲の一部について認定を決定し、IAJapan に報告します。（認定の決定日）

(11) 認定の合意等に関する契約 (ISO/IEC 17011:2017 4.2)

認定（を授与すること）が決定した場合、IAJapan は、認定シンボルや認定の言及に関する事項を含む認定の合意に関する契約の締結を申請者に求めます。申請者が同契約の締結に合意する場合、同合意日をもって、認定周期の開始日とし、同契約の締結日として手続きを行います。この日付は認定の決定日以降の任意の日とします。

(12) 認定の拡大 (ISO/IEC 17011:2017 7.10)

認定の拡大に関する手続きは、認定の申請 (1) ～(10) に準じて行います。

(13) 認定の維持 (ISO/IEC 17011:2017 7.9)

IAJapan は、認定事業者に対して、認定要求事項への継続的な適合及び技術能力の維持を確認するため、認定周期中に審査を行います。

(14) 臨時審査の実施 (ISO/IEC 17011:2017 7.9.5)

IAJapan は、認定事業者の重大な不適合が発見された場合又はそのおそれがある場合、その他、IAJapan が必要と判断する場合は、認定事業者に対して臨時審査を行います。

別表 認定申請内容等変更届に係る例

変更内容	申請時の提出書類	変更届が必要な例	軽微な変更内容の例（注1）
試験の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項	試験事業以外の事業の種類及び概要を示す書類（パンフレット等でもよい）	①定款の事業内容が変更 ②寄付行為の事業内容が変更	定款又は寄付行為等の変更を伴わない変更
試験の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別	試験に用いる器具、機械、装置類の一覧（様式5）	①機器等数量の増減 ②性能の異なる機器の更新 ③右記以外の所在場所の変更 ④所有・借入れの変更	試験事業に影響がない変更（注2）
試験の事業を行う施設の概要	(1)試験所の配置図（様式6）	①同一敷地内における試験施設の移転 ②試験施設（建屋）の増減	試験施設の名称変更等、配置図に変更がない場合
	(2)試験室等の機器の配置図（様式7）	①(1)の変更時 ②試験室の増減	試験室内における機器等のレイアウト変更（注2）
	(3)認定申請書「常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無」	①常設試験施設がある敷地以外の場所での試験実施の有無の変更 ②（レンタルラボの場合）賃貸契約内容の変更	
試験の事業を行う組織に関する事項	(1)認定申請書「認定を受けようとする事業所（試験所）の名称、所在地（郵便番号）、電話番号」	主たる事業所以外で試験活動を行う事業所の追加・変更	
	(2)試験所の組織図（様式8）	試験所組織図の変更 試験所の組織的位置付けの変更	
	(3)主要職員名簿（様式9）	事業者のラボラトリマネジメント、技術管理要員、品質管理要員、署名・記名押印者、代理者、連絡担当者の変更	左記以外の職員の変更
試験の事業の実施の方法に関する事項	マネジメントシステム文書一覧表（様式10）	マネジメントシステム文書の改正、追加又は削除	
	マネジメントシステム文書のコピー	マネジメントシステム文書の改正又は追加	左記のうち、実質的な改正でない場合
	認定後に発行するILAC MRA組み合わせ認定シンボルを付した試験報告書の様式	試験報告書の様式の記載内容の変更	

試験の事業に従事する者の氏名及び当該者が試験の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績	試験方法ごとの試験従事者の氏名及び経験 (様式11)	試験従事者の変更	
認定申請に関する連絡先担当者等	認定申請に関する連絡先担当者等 (様式12)	認定申請に関する連絡先担当者等の変更	
認定範囲の試験方法	認定（再認定）申請書別紙 (様式2)	認定範囲の試験方法規格の変更	

注 1) 軽微な変更内容については、その都度変更届を提出せず、再認定及び認定維持審査申請時に最新内容の書類として提出することができます。

注 2) 試験事業に影響がない試験装置・機器の変更として、別の試験室への移動、試験室内のレイアウト変更等があるが、試験装置・機器によっては試験事業に影響を与える可能性があることから、注意が必要である。

注 3) 上記の「試験」とは、「コモンクライテリア評価」、「暗号モジュール試験」、「LSI 侵入テスト」、「IoT 製品のセキュリティ要件適合評価」を示します。

改正ポイント

主な改正内容

- ◆ IoT 製品のセキュリティ要件適合評価の追加区分見直しによる改正

本規程第154版からの改正箇所には、下線を付しています。